

<資料>

フランスの労働審判所に関する法文

矢 部 恒 夫

2002年12月11日、フランス全土271ヶ所の労働審判所で、5年に1度の労働審判所審判員総選挙が実施された。およそ、1700万人の労働者と80万人の使用者が選挙人として審判員を選出するという、労働界における一大イベントである。選出される審判員の数は、10年ぶりに改訂され、労使合計1万4610人で、このうち海外県・領土をのぞく分は、1万4280人である (Décret n.2002-729 du 02.05.2002, Lois et décrets, p. 8392)。

今回の選挙では、CGT, CFDT, FO, CFTC, CFE-CGC の5大労組の順位に変動はなかったが、第3位のFOの退潮が顕著であった。その反面、中小労組の連合体の躍進が目立つこととなった。前回1997年総選挙の結果と比べると、表のとおり、5大労組の得票率は0.5ポイントの下落に留まるが、FOが2.3ポイントの下落である。投票率は、予想通り、1997年選挙からさらに下がり、労働省発表 (http://www.travail.gouv.fr/actualites/actualites_communiques_f.html) では、海外県・領土を除き、労働者32.66%，使用者26.64%であった (大和田敢太「フランスの労働審判所の制度と実情」民主法律252号2002年、林雅彦「労働審判所判事選挙行われる／フランス」日本労働研究機構・労働記事クリッピング <http://www.jil.go.jp/mm/kaigai/20021220a.html> 参照)。

労組・団体名	2002年得票率 (%)	1997年得票率 (%)
CGT	32.1	33.2
CFDT	25.2	25.5
FO	18.3	20.6
CFTC	9.7	7.6
CFE-CGC	7.0	5.9
5大労組 計	92.3	92.8

(資料出所 : Liaisons sociales. Bref social n.13787 du 13.12.2002, p.1.

フランスにおける労働審判所の特徴は、①判事となる者が職業的裁判官ではなく、いったん訴訟が生じるとその当事者となるべき労働者・使用者であること、②こうした判事が選挙により選ばれること、③その選挙は労働者・使用者が選挙人・被選挙人となって実施され、いわばそれぞれの代表者を判事として選出すること、さらに、④すべての労働審判所およびその内部の審理機関（調停、判決、レフェレ）すべてにおいて、労働者・使用者の構成が同数であること、⑤調停前置を原則とし調停部で解決に至らない事件のみが判決部に送付されること、⑥労働契約に起因する紛争のみを管轄とすること、である（「フランス労働審判所に関する若干の覚え書き」修道法学24巻1号196頁以下のほか、「フランスにおける労働審判所法」修道法学16巻2号151頁以下、「フランス・ナント労働審判所について」修道法学19巻1号263頁以下参照）。

本稿は、1994年当時の翻訳（「フランスにおける労働審判所法」）に、この間の改正を反映させたものである。今回の改訳に際しても、訳語は参考文献に負うところが多いが、最終的な選択は筆者の責任であり、今後も適訳を探求していきたい。

原典として、ダローズ社の *Code du travail* 2002年版を用いたが、総選挙にあたり、選挙人名簿の作成、立候補の届出、登録に関する争訟の手続きなどを定めた2002年3月22日デクレ（Décret n.2002-395 du 22.03.2002, Lois et décrets, p. 5235）による改正部分は反映されていないので、デクレに基づき補充した。その際、WEB版 *Code du travail* (<http://www.legifrance.gouv.fr>) を確認手段として用いた。なお、削除された条のほか、章・節等で適用すべき条がすべて削除される等により存在しないときは省略した。

[参考文献]

上記「翻訳」156頁以下に掲載したもののほか、以下の通り。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

- ・ 山口俊夫・編『フランス法辞典』（東京大学出版会, 2002年）
- ・ 中村絢一・新倉修・今関源成・監訳, Termes juridiques 研究会・訳『フランス法律用語辞典（第2版）』（三省堂, 2002年）
- ・ Jacques VILLEBRUN & Guy P. QUETANT, Traité de la juridiction prud'homale, L.G.D.J., 3e éd., 1998.
- ・ Liaisons sociales. Législation sociale n.8316 du 29.08.2002 et n.8317 du 30.08.2002, Elections prud'homales. 2002年3月22日デクレに関する2つの通達。

凡例

[]…誤記等の原典における訂正

{*}…訳注（文脈上分かりにくい部分のみ）

第5編 労働紛争

第1巻 個別の労働紛争 労働審判所

第1章 労働審判所の権限および機構

L.511-1条

労働審判所は、選挙による {*労使} 同数構成の裁判組織であり、調停により、本法典の諸規定に服するあらゆる労働契約において使用者またはその代理人とその雇用するサラリエとの間に生じる紛争を解決する。労働審判所は、調停に至らなかつた紛争について判決する。

使用者の法的義務を代位することが通常である機関 {*企業倒産の場合の ASSEDECICなど} は、使用者とその雇用するサラリエとの間の紛争について、使用者側として取り調べを受けることがある。

解雇およびL.321-6条3項所定の労働契約の解約に関する紛争は、労働審判所が管轄する。この紛争にはL.122-14-3条が適用される。L.122-14-4条所定の手当についての定めは、L.122-14-5条所定の条件に服する場合に適用される。

労働審判所は、就業場所におけるサラリエ間の紛争 {*争議行為者と争議不参加者など} についても調停し、判決する。

労働審判所は、法律により他の裁判所にその裁判権が付与されている紛争については、これを取り扱うことはできない。とくに農業社会扶助および労働災害に関する社会保障法典もしくは農業法典または船員労働法典によるものは取り扱うことができない。

労働審判所は、その訴額にかかわらず、本条所定の紛争に対する裁判についての管轄を唯一有するものである。これに反する約定はすべて記載なきものとみなされ

る。労働審判所が終審となる管轄の額はデクレにより定められ、毎年改定される。

公務員が私法により雇用されているとき {*公企業の職員など} は、労働審判所の管轄に服する。

L.511-2条

労働審判所は、行政機関の発する問題についての見解を表明しなければならない。

労働審判所は、特別法により付与された権限も行使する。

L.511-3条

労働審判所は、大審裁判所の管内に少なくとも 1ヶ所が設置される。1ヶ所のみの労働審判所の管轄地域は、大審裁判所のそれの全体に及ぶ。

地理的、経済的または社会的理由により、大審裁判所の管内に複数の労働審判所が設置されることがある。

その敷地が複数の労働審判所の管轄地域に広がる飛行場は、労働審判事件に関する地理的管轄についての適用にあたっては、デクレにより、そのうち 1つの労働審判所の管轄に属するものとされることがある {*シャルル・ド・ゴール空港、オルリー空港など計 4ヶ所}。

労働審判所の設置または廃止ならびに管轄地域および所在地の決定、変更または移転は、県会、市町村会、関係する労働審判所、控訴院長ならびに全国的に最も代表的な職業組織および組合組織、商工・工芸・農業会議所の諮問または見解を経た後に、CE デクレにより定められる。上記の組織または機関は、その係属の後 3ヶ月以内に見解を表明しなければ、肯定的見解を表明したものとみなされる。

L.511-4条

司書尚書・法務大臣および労働大臣の下に、諮問機関として労働審判高等審議会が設置される。この審議会は、関係省庁の代表者のほか、全国的に最も代表的な組合組織および職業組織からの {*労使} 同数の代表者をもって構成される。

労働審判高等審議会の構成、権限ならびに組織および機能の諸規則は、CE デクレにより定められる。

使用者は、その雇用するサラリエが労働審判高等審議会の審議員であるときは、その職務遂行に必要な時間を保障しなければならない。この時間は、L.514-1条 2 項所定の実労働時間とみなされる。使用者は、サラリエが労働審判高等審議会審議員としての職務を遂行したことを理由として懲戒処分および労働契約の解約をしてはならない。

第 2 章 労働審判所の組織および機能

L.512-1条

労働審判所およびその諸組織は、労使同数で構成される。

L.512-2条

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

労働審判所は独立した5部に分かれ、共通の組織としてレフェレ部が設置されなければならない。

独立した部は、幹部部、工業部、商業・サービス部、農業部およびその他事業部である。ただし、大審裁判所の管内に複数の労働審判所がある場合、管内には1つの農業部のみが設置される。この場合、農業部が設置される労働審判所はCEデクレにより定められる。県内の複数の労働審判所に農業部がある場合、系属事件の数および種類を考慮して、県内の農業部の数を減じることができる。この場合、農業部が設置される労働審判所はCEデクレにより定められる。幹部部およびその他事業部についての特別の規定を除くほか、使用者はその主たる事業によりその属する部が決定され、企業の主たる事業によりサラリエの属する部が決定される。

L.513-1条3項所定のサラリエは幹部部に属する。

工業の労働者および事務員は工業部に属する。

商業およびサービス業の労働者および事務員は商業・サービス業部に属する。

L.131-2条所定の農業の労働者および事務員は農業部に属する。

使用者の事業が工業、商業または農業でない労働者および事務員ならびに家事使用人、居住用建物の管理人および警備員はその他事業部に属する。

各部は少なくとも労使3名ずつの審判員で構成される。

サン・ピエール・エ・ミクロン県 {*海外特別領土} では、労働審判所の各部の審判員の数を県会の請求により労使2名ずつに減じることができる。

L.512-3条

労働審判所の部はさらに複数の課に分かれことがある。この場合、各課は少なくとも労使4名ずつの審判員で構成される。

複数の課に分かれる部では、その1つを経済的理由による解雇およびL.321-6条3項所定の労働契約の解約に関する紛争を取り扱うものとしなければならない。

課の設置は、労働審判所総会の提案に基づき控訴院長により決定される。

L.512-4条

{*労使の} 選挙人区分で選出される各労働審判所の審判員の数は、それぞれの部についてデクレにより定められる。

L.512-5条

審判員は5年任期で選出される。再選を妨げない。

前任者の任期が後任者の就任予定前に終わるときは、その就任まで前任者が引き続きその任に当たる。

調査担当審判員に任命されていて再選されなかった審判員は、新任者の就任日から遅くとも2ヶ月以内にその報告書を提出しなければならない。

L.512-7条

審判員は、労働審判所総会、部総会、課総会において、最年長者の主宰により、

労使それぞれ秘密投票で、出席者の過半数をもって、長および副長を選出する。

労働者審判員は労働者たることを要する長または副長を選出する。使用者審判員は使用者たることを要する長または副長を選出する。委任投票は、1人の審判員が1つの委任についてのみすることができる。

2回目の投票後においてなお、いずれの候補者も出席者の過半数を得票できないときは、3回目の投票で相対多数を得た者が長または副長となる。3回目の投票で得票数が同じときは、再古参の審判員が当選となる。両者の就任年数が同じときは、最年長者が選ばれる。新しく労働審判所を設置するときも同様である。

長および副長の選挙は、労使審判員それぞれの就任数が定数の4分の3以上、L.512-2条末2項所定の部では3分の2以上でなければ実施されない。

L.512-8条

労働審判所の長は、労働者または使用者が交代でその任に当たる。最初に選出される長の「*労使」所属はくじで決定される。

長が労働者であるときの副長は必ず使用者であり、逆もまた逆となる。

L.512-9条

長および副長は、1年任期で選出される。L.512-8条所定の「*労使」交代制に基づくかぎり再選を妨げない。

長および副長は後任者の就任まで引き続きその任に当たる。

L.512-10条

L.512-8条およびL.512-9条の規定は、部および課の長および副長にも適用される。

L.512-11条

なんらかの事情で労働審判所が設置されないと、または機能できないとき、控訴院長は、検事総長の請求により、別の労働審判所を、それがないときは小審裁判所を指定し、労働審判所に登録されている事件、または後に労働審判所に受理されることになる事件を処理させる。

部の機能が一時的に困難な状態であると労働審判所の長が認めるとき、長は副長の意見を聞いて、臨時に6ヶ月の間、関係者の合意を条件として、その部の審判員を別の部に所属させて、係属中の紛争に当たらせることができる。なお、この期間は、本項所定の条件に従い、2回まで更新できる。

労働審判所の長の決定がないとき、または副長が反対意見を表明したとき、控訴院長は、検事総長の請求により、みずから機能困難を認め、関係者の合意を得て、前項に定める臨時の所属変更を行なうことができる。

本条2項および3項に定める決定に対する不服申立はできない。

L.512-12条

L.512-11条1項の規定が適用された労働審判所が再び機能する状態になったとき、控訴院長は同じ条件に従い、その事実を確認し、事件が新たにその労働審判所に受

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

理されることとなる日を定める。

控訴院長に指定された労働審判所または小審裁判所は、L.512-11条1項の規定の適用により係属している事件について、なお引き続き取り扱う。

L.512-13条

機能中断の長期化または重大な困難により、通常の状態での機能が不可能であるときは、法務大臣の請求に基づく理由を付したデクレにより、当該労働審判所は解散させられることがある。

この場合、L.513-4条1項およびL.513-8条1項の定めにかかわらず、解散デクレの公布の2ヶ月後に新たな選挙が行なわれる。この場合、当選した審判員の任期は他の審判員と同じとする。

新労働審判所の設置までの間、紛争は、同じ控訴院管内にあり、原告住所地に最も近い労働審判所において、それがなければ小審裁判所において受理される。

L.512-14条

労働審判所の書記事務局の事務は国家公務員が担当する。

第3章 労働審判員の選挙

第1節 選挙人資格、被選挙人資格ならびに選挙人名簿および候補者名簿の作成

第1款 選挙人資格

L.513-1条

選挙人資格は、サラリエおよび使用者とともに、満16才以上であって、職業活動に従事していること、または養成契約もしくは意に反する失職の状態であること、さらに、公民権について禁止、失格または制限の事由に該当していないことである。

事務員、労働者、家族作業場の長であって本人が働いている者、家事使用人および養成員、より一般的には、次項に定められていないサラリエのすべては、工業部、商業・サービス部、農業部およびその他事業部の選挙人となる。

技師、命令を下さないにしても免状による認定の有無にかかわらず技師と同じ訓練を経たサラリエ、技術・管理・法務・商事または財政についての訓練を経ており使用者を代理して命令を下すサラリエ、書面による代理に基づき命令を下す主任およびVRP [*商事外務員など] は、幹部部の選挙人となる。

みずからの計算で、または他人の計算で、1人以上のサラリエを雇っている者は、使用者選挙人となる。

工芸、商業および農業の従事者は、工芸登録簿、商業・会社登録簿または農業社会保護登録簿に登録されている配偶者をもって、書面により、選挙人名簿への登録の代行を委任することができる。本規定の適用に関する条件はCEデクレにより定められる。

合名会社社員、取締役会会長、常務および専務、部、課または事業場について書面

による特別の権限代理を有しており使用者とみなされる幹部も使用者選挙人となる。

幹部部の使用者審判員の選挙に参加できる使用者は、この部に属するサラリエを1人以上雇っているものに限る。この種のサラリエしか雇っていない使用者は幹部部の使用者審判員のみを選出できる。

選挙人の登録および投票は1つの部でしかできない。

第2款 被選挙人資格

L.513-2条

被選挙人資格は、21才以上のフランス国籍を有する者で、公民権について禁止、失格または制限の事由に該当しておらず、次の条件に当てはまるものである。

1. 労働審判所選挙人名簿に登録されている者または登録に必要な資格を備えている者
2. 労働審判所選挙人名簿に3年以上登録されていて、過去10年間にその登録されていた事業に従事していた者

何人もただ1つの労働審判所における審判員にしかなれない。

何人もただ1つの労働審判所における候補者にしかなれず、また、労働審判所選挙人名簿に現在もしくは過去に登録され、または登録に必要な資格を備えている部と異なる部の候補者にはなれない。

候補者の被選挙人資格が認められる部は、次の通り。

現在もしくは過去に登録され、または登録の条件を満たしている部

隣接する労働審判所の同じ部。退職者の場合は住所地を管轄地域とする労働審判所の同じ部。本項の「隣接する労働審判所」または「労働審判所」は、農業部の場合、L.511-3条およびL.512-2条の定めるところにより決定された管轄地域に基づいて評価される。

第3款 選挙人名簿の作成

L.513-3条

選挙人は、その従事する主たる職業活動が行なわれる市町村の選挙人名簿に登録される。

複数の市町村にまたがり就労するサラリエ、事業場外でのみ就労するサラリエ、または複数の使用者の下で就労するサラリエであって、デクレの定める条件に当てはまるもの、および意に反して失職したサラリエは、その住所地の市町村役場の名簿に登録される。

前項までの定めにかかわらず、フランスにおいて事業場外でのみ就労するサラリエであって、その住居地が外国である場合は、主たる雇用主である企業の本社所在地の市町村の選挙人名簿に登録される。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

第1項の定めにかかわらず、L.511-3条3項により管轄となる労働審判所を定められた飛行場敷地において主たる職業活動に従事するサラリエおよび使用者は、この労働審判所が所在する市町村の選挙人名簿に登録される。

使用者は、所管の行政官庁に対して、企業または事業場が所属する部を明記した上で、その雇用するサラリエの名簿を通知しなければならない。

この名簿は、投票の実施のための閲覧および内容吟味のみを目的として、2週間、従業員の利用に供される。その後名簿は、関係者の書面による意見がある場合はそれを付して所管の行政官庁に送付される。

選挙人名簿は市町村長により作成されるが、直前の総選挙における登録選挙人がデクレの定める数を超える場合には、デクレが定める構成の委員会がこれを補佐する。使用者は、その雇用するサラリエがこの委員会の委員に任命されたときは、その職務遂行に必要な時間を保障しなければならない。企業外でのこの時間は、L.514-1条2項所定の実労働時間とみなされる。使用者は、サラリエがこの委員会の職務を遂行したことを理由として懲戒処分および労働契約の解約をしてはならない。

市町村長の作成した選挙人名簿の届出後、すべての選挙人または代理人は、登録された、または登録されるべき名簿につき、自己の登録または選挙人全体の登録に関し、当該市町村長に異議を申し立てることができる。異議申立のあった労働審判所にかかる候補者名簿の代理人にも同じ権利が与えられる。他の選挙人または選挙人の全体についての請求は、関係選挙人からの委任があったことの証明がない場合は、それら選挙人が承諾し、または拒絶の意を表明しないときに限り行なうことができる。本項の規定の実施に関する条件はCE デクレにより定められる。

選挙人名簿の確定後は、1人の選挙人または選挙人の全体についての登録に関する異議申立は小審裁判所に対して行われ、裁判所は投票日までの間、終審としての裁判を行なう。この異議申立は、CE デクレにより定められる条件に従い、次の者も行なうことができる。

- ・ 県知事
- ・ 共和国検事
- ・ 選挙人
- ・ {*候補者} 名簿の代理人。ただし、関係選挙人からの委任があったことの証明がない場合は、それら選挙人が承諾し、または拒絶の意を表明しないときに限り行なうことができる。

職業上の秘密保持の規定にかかわらず、社会保障の機関または金庫および農業社会互助金庫は、労働大臣官房に対して、来るべき労働審判所選挙に関する使用者および市町村長についての情報提供のみを目的として、1人以上のサラリエを雇っている企業または事業場の名簿およびその住所を通知する。

情報の自由に関する全国委員会は、磁気媒体に作成された名簿の利用についての

監督を行なう。

第4款 候補者名簿の作成

L.513-3-1条

立候補の届出は、デクレにより定められる条件の下で {*候補者} 名簿を県庁に届け出ることにより行なわれる。

とりわけ性、信条、性の嗜好、出身、国籍、人種、民族、宗教的信条に基づく差別を称揚し、労働審判所制度と異なる目的を追求する政党または団体による名簿は受理されない。

第2節 投票、労働審判員の就任、補欠選挙

L.513-4条

審判員総選挙は、すべての労働審判所について、名簿投票により、デクレの定める日に統一して行なわれる。

労働審判所選挙については、デクレの定める条件に従い、郵便による投票が認められる。

{*候補者} 名簿の代理人は、候補者として名簿に登載する予定のサラリエについて、その氏名を当該使用者に通知する。この通知は、名簿の県庁への届出開始日の3ヶ月以前に行なわなければならない。

投票用紙の入った封筒の回収を命じ、それを組織し、またはそれに従事したものは誰であれ、選挙法典 L.116条所定の罰を受ける。

就業時間中に、市町村役場または就業場所に近く、県知事アレテの定める場所において実施される投票の要領はデクレで定める。

使用者はそのサラリエが投票するために欠勤することを承認しなければならない。この欠勤により報酬を減額することはできない。

使用者は、その雇用するサラリエが労働審判所選挙において {*候補者} 名簿の代理人、立会人および名簿の代表に指名されたときは、その職務遂行に必要な時間を保障しなければならない。この時間は、L.514-1条2項所定の実労働時間とみなされる。使用者は、サラリエが名簿の代理人、開票担当者および名簿の代表の職務を遂行したことを理由として懲戒処分および労働契約の解約をしてはならない。組合代表がこれらの職務を遂行するときは、組合代表としての保障時間をこのために利用することができる。

L.513-5条

サラリエ審判員は、部ごとに、各部に登録されたサラリエ選挙人により選出され、使用者審判員と区別された総会に参集する。

各部に登録された使用者選挙人は、各部および幹部部の審判員を選出する。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

L.513-6条

労働審判所選挙は、複数名簿の候補者混合も順位変更投票もなく、最大平均値方式
(*当選者1人当たりの得票の平均値が最も多い名簿に順次当選が割り当てられる方
式)による比例代表で行なわれる。候補者は各名簿におけるその搭載順に当選する。

名簿で当選人の直後に位置する候補者は、その名簿による当選に理由のいかんを
問わず欠員が生じたとき、当選人に代位する。この規定は当選人がその被選挙人資
格を失った場合にも適用する。

各名簿に搭載される候補者の数は定数以上でなければならない。

L.513-7条

任期中に生じた欠員に代替する当選人は、前任者の任期についてのみその任に當
たる。

L.513-8条

労働審判所の部の定数が増加したとき、本節に定める方式に基づく補欠選挙は、
審判所の定数を変更するデクレが公布後6ヶ月以内に行なわれる。

総選挙によって部が構成または補充されなかつたとき、当選した審判員の1名以上
が就任拒否または辞任したとき、またはL.513-6条により欠員を補充できなかつたと
き、CEデクレの定めるところにより補欠選挙が実施される。

補欠選挙により当選した審判員の任期は、他の審判員の任期と同時に終了する。

補欠選挙後に生じた欠員は、定数の増加による場合を除き、次の総選挙まで補充
されない。正規に当選した審判員または職務遂行中の審判員の資格にかかわらず、
その数が定数の半数以上であり、事件処理のさまざまな組織の (*労使) 同数構成
が遵守されている限り、部は機能する。

L.513-9条

選挙法典 L.10条、L.61条、L.67条、L.87条、L.92条、L.93条およびL.113条から
L.116条までの規定は、労働審判所選挙に適用される。

選挙法典 L.86条の規定は、2以上の選挙人名簿への登録を申請しあつ登録されたす
べての者に適用される。

L.513-10条

労働審判所選挙における選挙人資格についての異議申立は、小審裁判所が終審と
して管轄する。

L.513-11条

労働審判所選挙における被選挙人資格、候補者名簿の適式性および受理適性なら
びに選挙実施に関する適式性についての異議申立は、小審裁判所が終審として管轄
する。この小審裁判所に対する異議申立は、投票の前後を通じて、異議申立のあつ
た労働審判所にかかるすべての選挙人または名簿の代理人、県知事または共和国檢
事において、CEデクレの定めるところにより行なうことができる。

第4章 労働審判員の地位

L.514-1条

使用者は、その雇用するサラリエが審判員であるときは、調停部および判決部の審理、レフェレ部の審尋、証拠調べの執行および監督、ならびに調査担当審判員としての職務、労働審判所の委員会および総会に出席するために必要な時間を与えなければならない。使用者はまた、長および副長には、デクレの定めるところにより、管理的職務に従事するために必要な時間を与えなければならない。

就業時間中にサラリエ審判員がその職務遂行のために利用した企業外での時間は、年休の期間、社会保険給付請求権および家族給付の決定に際して、ならびに企業内での年功によりサラリエが有するすべての権利に関しては、実労働時間とみなされる。

サラリエ審判員の欠勤は、その職務遂行によることが明らかである場合、報酬および付随する一切の利益について減額されない。

サラリエ審判員は、連続または不連続の交替制で働く場合、労働時間編成を最低限の休息時間を保障するように調整する権利を有する。

職業活動を事業場外でのみ行なうサラリエまたは複数の使用者の下で働くサラリエについての保障方法はデクレで定める。

L.514-2条

使用者は、審判員としての職務の遂行およびL.514-1条およびL.514-3条所定の活動への参加を理由として労働契約を解約してはならない。

使用者が審判員の職務を遂行中のサラリエ、またはその職務の終了から6ヶ月未満のサラリエを解雇するときは、L.412-18条所定の手続によるものとする。審判員候補者についても同様とする。この規定は、県知事による候補者の告示後3ヶ月以内において、使用者が当該サラリエが候補者であることを通知されたとき、または当該サラリエが候補者として保護されていることを使用者が知っていることを当該サラリエが証明したときに適用される。この保護は、届出のなされた名簿にその氏名が掲載されている候補者のみが受けられる。

サラリエ審判員が有期契約または派遣契約を締結しているときは、これらの契約を締結している組合代表に対するL.412-18条所定のものと同じ保障および保護を享受する。

季節的事業における本条2項所定の保護期間は、サラリエの就労が中断する通常の期間だけ延長される。

L.514-3条

国は、デクレの定めるところにより、審判員の訓練を行ない、その費用を負担する。

使用者は審判員である当該企業のサラリエに対して、その請求に基づき、選挙の

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

ときから前項所定の訓練に必要な欠勤の承認を、分割する場合を含めて任期中 6 週間を限度として与えなければならない。L.451-2条の規定は、この承認の場合に適用される。この欠勤は使用者により報酬が支払われる。この欠勤は L.950-1条所定の条件に従う職業訓練財政への使用者の寄与として認められる。

L.514-4条

資格喪失を宣告された審判員は、審判員として再選されることはできない。

L.514-5条

当選した審判員が就任を拒否したり、または職権により辞任したと宣告されたりした場合、その拒否または裁判所による辞任宣告の決定のときから 5 年間は、被選挙人資格を失うものとする。

L.514-6条

審判員が強制委任 {* 選挙人の要求をすべて実現すること} を受諾した場合、その期間またはその形態にかかわらず、その義務に対する重大な違反となる。

この事実が選挙の有効性を判定する裁判官により認定された場合、当然に、その責を負うべき者の選挙は無効となり、その者は被選挙人資格を失う。

この事実の証拠が事後にもたらされた場合、L.514-12条および L.514-13条所定の条件に従い、その者は資格を喪失する。

L.514-7条

就任を拒否した審判員、辞任の宣告を受けた審判員または職務についての資格を喪失した審判員は、職権によりまたはその請求に基づき、L.514-4条および L.514-5条所定の資格喪失が取り消されることがある。

資格回復の申請は、法務大臣に対してなされる。ただしこの申請は、就任拒否または辞任のときはそのときから 1 年、資格喪失のときはそのときから 5 年を経過しなければ受理されない。

事実審査の後に却下された申請は、それぞれあらたに 1 年または 5 年を経過しなければ再申請できない。

資格回復はデクレにより宣告される。

L.514-8条

審判員の職務は {* 紛争} 当事者に対しては無料とする。

L.514-10条

民法典 4 条および 5 条ならびに刑法典 434-7-1 条は、労働審判所および審判員個人に対して適用される。

L.514-11条

審判員はすべて、正当な理由がなく履行の催告の後になお従事すべき職務を果たさないときは、辞任したものと宣告されることがある。

{* 労働審判所} 長は {* 審判員} の職務拒否を、部または課の理由を付した意見と

ともに調書にとどめる。審判員は事前に事情聴取を受けるかまたは正式に召喚される。

部または課がその通知の日から1ヶ月以内にその意見を表明しないとき、{*労働審判所}長はその旨を調書にとどめ、控訴院付検事総長に送付する。検事総長はこの件を控訴院に提訴する。

調書に基づき控訴院は {*非公開の} 評議部を設置する
関係者は控訴院に召喚される。

L.514-12条

審判員はすべて、その職務遂行において、その義務に対する重大な違反があるときは、非違を指摘されている事実についての説明をするために部または課に召喚される。

この召喚の発議は、労働審判所長および共和国検事が行なう。

召喚の通知の日から1ヶ月以内に、審尋の調書は労働審判所長により共和国検事に送付され、共和国検事はみずから意見を付して法務大臣に送付する。

L.514-13条

審判員に科される罰は、次の通り。

- ・ 問責
- ・ 6ヶ月以下の職務停止
- ・ 資格喪失

問責および職務停止は法務大臣アレテにより、資格喪失はデクレにより宣告される。

L.514-14条

審判員は、公民権について禁止、失格または制限の事由に該当している場合、それらが確定した日に当然にその資格を失う。

L.514-15条

控訴院長および控訴院付検事総長の提議に基づき法務大臣は、訴状を受理したとき、または審判員が刑事訴追されるべき事実の情報を得たとき、関係者の職務を6ヶ月以内に限り停止することができる。この場合、L.514-12条所定の手続が適用される。

第5章 調停部 判決部 レフェレ部

L.515-1条

労働審判所の各部、部が課に分かれているときの各課の構成は、少なくとも次の通りとする。

1. 調停部
2. 判決部

L.515-2条

判決部は労使同数で構成され、その中に交代で担当する長または副長を含む。そ

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

の人数は労使各2名以上である。

調停部およびレフェレ部は労使各1名で構成される。

L.515-3条

可否同数のとき、事件はそれぞれ同じ調停部、判決部またはレフェレ部に送られ、労働審判所の所在地を管轄地域とする小審裁判所の判事1名が主宰する。この審理は1ヶ月以内に行なわなければならない。控訴院長は、この任に当たる判事を毎年任命し、労働審判所の管轄区域が1以上の小審裁判所を含むように指定する。

可否決定の審理に出席できない審判員があるとき、当該審判員は、その場合に限り、デクレの定める方法により差し替えられる。

可否決定の審理において、調停部、判決部またはレフェレ部の全員が参集できないときは、小審裁判所判事が労働審判所長の意見を聞いた後、みずから判定する。

L.515-4条

事件をどの部に係属させるかが困難なとき、労働審判所長は、命令により管轄の部を指定する。

本条による決定は、不服申立のできない司法行政行為である。

第6章 労働審判所における手続

L.516-1条

未成年者は、その父、母または後見者が補佐できないとき、労働審判所において調停に合意すること、申請することまたは防御すること(*原告または被告となること)の権限を労働審判所により認められることがある。

L.516-2条

事件を判決できる状態にするために1名または2名の調査担当審判員が任命されることがある。調査担当審判員はこのために必要なあらゆる手段を利用できる。

L.324-12条に定める監督官は、調査担当審判員に対して、審判員の求めに応じて、職務上の秘密(*保持)に抵触することなく、監督官が取り扱っている違法な下請または労働者供給とみなされるべき就労に関する情報および文書を提供しなければならない。

L.516-3条

労働審判所において当事者を補佐または代理できる者が審判員であるとき、その者はみずからが所属している部において、部が課に分かれているときはその課において、補佐または代理をすることができない。

労働審判所総会においてレフェレ審理の担当者として任命された審判員は、そのレフェレ部において当事者を補佐または代理することはできない。

労働審判所の長および副長はその労働審判所において当事者を補佐または代理することはできない。

L.516-4条

労働審判所において補佐または代理を担当するサラリエが全国的に最も代表的な職業・組合組織により任命されているときは、1ヶ月に10時間を限度としてその職務の遂行に必要な時間をそれに当てることができる。

この時間は労働時間として報酬を支払われない。ただし、年休の期間、社会保険給付および家族給付の請求権ならびに企業における勤続年数に基づくあらゆる権利の決定については実労働時間とみなされる。

これらの規定は、L.420-1 [L.421-1] 条所定の事業場にのみ適用される。

L.516-5条

経済的解雇に基づく紛争の場合、部または課は、CE デクレの定める方法により所定の期間内に迅速に審理するものとする。

第8章 忌避

L.518-1条

審判員は次の場合に忌避されることがある。

1. 当該事件に個人的利害があるとき。ただし、組合組織に所属しているというだけでは個人的利害とはならない。
2. 当事者の一方の両親またはいとこまでの親族であるとき。
3. 忌避の前年に当事者またはその配偶者、両親または直系親族との間に刑事または民事の訴訟があったとき。
4. 事件に関して書面による意見を出したとき。
5. 当事者の使用者、幹部、労働者または事務員であるとき。

第10章 労働審判所の経費

L.51-10-1条

労働審判所に必要な事務所は、労働審判所の設置される県が提供する。

ただし、市町村が労働審判所に事務所を提供しているとき、労働審判所の設置されている県の明示の請求がなければ、市町村はその事務所の明渡しを請求できない。

L.51-10-2条

労働審判所の職員および職務の経費は国が負担する。

この経費に含まれるものは、とくに以下の通りである。

1. 事務所、暖房、照明、衛生および警備の費用
2. デクレ所定の範囲内での選挙費用および選挙広報費用
3. 労働時間外に職務を遂行する審判員、職業活動を停止する審判員または意に反して失職している審判員に支給される、デクレにより定められる額の報酬
- 3-2. 労働時間中に職務を遂行する使用者審判員に支給される報酬

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

4. メダルの購入
5. 備品、文書、机の交付、電話の設置・維持・基本料金の費用
6. 宣誓のために審判員が移動する費用
7. 自宅または通常の労働場所から 5km 以上のところに設置されている労働審判所に審判員が移動する費用
8. L.515-3条所定の事由で小審裁判所から 5km 以上のところに設置されている労働審判所に小審裁判所判事が移動する費用
9. 調査担当審判員がその職務の遂行のために移動する費用
10. サラリエ審判員がその職務を労働時間中に遂行できるように維持された賃金およびそれに付随する利益および法定福利負担の使用者への償還
11. [*労働審判所の] 長および副長が管理的職務を遂行する上でのデクレ所定の条件における手当

第5編 労働紛争

第1巻 個別的労働紛争 労働審判所

第1章 労働審判所の権限および機構

R.511-1条

労働審判所の設置、廃止、管轄地域の変更または所在地の移転の前に、労働大臣は、次のことを記載した告示を官報に公表しなければならない。

- a) 設置または廃止される労働審判所の所在地または移転の場合の新しい所在地
- b) 設置される労働審判所の地理的管轄範囲、設置、廃止または変更に関する労働審判所の地理的管轄範囲
- c) 設置される労働審判所または組織変更される労働審判所の部に所属する審判員の人数

この告示により、L.511-3条所定の組織および機関は、3ヶ月以内にその見解および意見を労働大臣に知らせることを要請される。

R.511-2条

労働審判所設置デクレは所在地および管轄地域を定め、審判員選挙が実施される日を定める。

R.511-3条

労働審判所の管轄地域が裁判所管轄の新配置により変更されたとき、従前の労働審判所は、変更日前に係属した手続の処理のために引き続きその管轄を有する。

労働審判所の設置のとき、検事総長の請求に基づき控訴院は、新組織が機能できる状態にあることを認定し、設置の日を定める。この日から管轄地域が縮減する労働審判所は、新労働審判所が管轄することになる事件についての管轄を失う。

R.511-4

労働審判高等審議会は、労働審判所の組織および機能について意見・提言することおよび研究することを要請される。

労働審判高等審議会はこのために有益なあらゆる方策を法務大臣および労働大臣に提案する。

労働審判高等審議会は、労働審判所の設置、管轄、組織および機能、審判員の選挙、地位および訓練、ならびに労働審判所での手続に関する法案および政令案についての諮問を受ける。L.511-3条所定のデクレについての諮問も受ける。

労働審判高等審議会は、司書尚書・法務大臣および労働大臣により、その管轄に属するあらゆる問題についての意見を審議することがある。

R.511-4-1条

労働審判高等審議会の構成は、議長のほか次の通りとする。

1. 国を代表する5名の内訳は次の通り。

- a) 法務大臣代表2名
- b) 労働大臣代表2名
- c) 農業大臣代表1名

2. サラリエを代表し、全国的に最も代表的な組合組織の推薦に基づき指名される9名の内訳は次の通り。

- a) CGT 推薦3名
- b) CFDT 推薦2名
- c) CGT-FO 推薦2名
- d) CFTC 推薦1名
- e) CFE-CGC 推薦1名

3. 使用者を代表する9名の内訳は次の通り。

- a) CNPF 推薦5名、ただしそのうち1名以上は中小企業代表
- b) CNPF の意見を聞いたうえで公企業代表1名
- c) CGPME 推薦1名
- d) FNSEA {*農業経営者組合全国連盟} および CNMCCA {*農業互助・協同・信用全国連合} の共同推薦で農業代表1名
- e) UPA {*手工業職業連合} 推薦で手工業代表1名

労使ともに正代表と同数の副代表が同じ条件で任命される。副代表は正代表が欠席の場合にのみ出席できる。

議長に事故があるときは、法務大臣代表のうち1名が代行する。

R.511-4-2条

議長および労使の正副代表は、司書尚書・法務大臣および労働大臣の連名アレテにより任命される。

労使の正副代表の任期は3年である。

矢部：フランスの労働審議所に関する法文

労働審判高等審議員は再任されることがある。死亡、辞任または不信任の場合は、残期間について代位される。

労働審判高等審議員の職務は無給である。移動および滞在の費用は、そのつど、労働審判高等審議員および R.511-4-8条所定の者に対して、司書尚書・法務大臣、労働大臣および財務大臣の連名アレテにより支給される。

R.511-4-3条

労働審判高等審議会には常設委員会を置く。

常設委員会は、労働審判高等審議会の業務を準備する。緊急の場合はその場で諮詢を受けることがある。

委員会は労働審判高等審議會議長が主宰し、議長に事故ある時は法務大臣代表が代行する。

委員会の構成は、次の通り。

- a) R. 511-4-1条の 1. 所定の構成員のうちから 3 名
- b) サラリエの正副代表のうちから 5 名
- c) 使用者の正副代表のうちから 5 名

常設委員会の労使委員は、職業・組合組織の推薦に基づき司書尚書・法務大臣および労働大臣の連名アレテにより任命される。

R.511-4-4条

労働審判高等審議会の書記事務は労働大臣官房が担当する。

R.511-4-5条

労働審判高等審議会は 1 年に 1 回以上議長が招集する。

R.511-4-6条

労働審判高等審議会および常設委員会の議事は議長が定める。

緊急の場合を除いて、議事は、会議日の 2 週間前までに関係者に送付される。

R.511-4-7条

労働審判高等審議会はそのうちに作業グループを置き、その管轄に属する特別な問題の検討を委ねることができる。

R.511-4-8条

労働審判高等審議会または常設委員会は、必要な場合、関係省庁の代表またはあらゆる専門家から事情聴取することができる。

第 2 章 労働審判所の組織および機構

第 1 節 裁判所の組織および機構

R.512-1条

労働審判所の所在地および管轄地域は、付属の表に従い決定される。

R.512-1-1条

複数の労働審判所を管内に有する大審裁判所の管轄地域全体で1つの農業部とする場合、次の3県を除いて、その農業部は大審裁判所と所在地を同じくする労働審判所に設置される。

県	大審裁判所	農業部設置の労働審判所
Ardèche	Privas	Aubenas
Nord	Avesnes-sur-Helpe	Fournies
Val-d'Oise	Pontoise	Cergy-Pontoise

R.512-2条

L.513-4条所定の審判員改選総選挙の施行日は、全国的に最も代表的な職業・組合組織の意見を聞いた後、デクレにより決定される。この選挙は12月中に実施される。

R.512-3条

L.512-7条所定の労働審判所総会、部総会、課があるときの課総会は、毎年1月中に次の順序で開催される。

1. 労働審判所総会において、L.512-7条からL.512-9条までに所定の形式および条件に従い、労働審判所の長および副長を選出する。

労働審判所の長および副長の選挙は、司法組織法典 R.711-2条に定めるところにより労働審判所において開かれる儀式法廷に先立ち行なわれなければならない。

2. 各部の総会において部の長および副長を選出する。

3. L.512-3条に定めるところにより1つの部に複数の課があるときは、課の総会において課の長および副長を選出する。

これらの総会の議事録は48時間以内に控訴院長および控訴院付検事総長に送付される。

R.512-4条

課を設置する場合、R.512-3条所定の時期を待つことなく課の長および副長の選挙を実施する。

R.512-5条

R.512-3条およびR.512-4条所定の長および副長の選挙の後、2週間以内であれば、関係組織の構成員は誰でもその適式性に異議がある場合、選挙が実施された地域を管轄する控訴院に提訴できる。この提訴を検事総長が行なう場合、議事録受領の後、2週間以内にしなければならない。

提訴者は、不受理の場合も、その提訴につき、受取証明付書留郵便にて、異議申立のあった選挙の候補者に通知する。候補者は通知の日から5日以内に防御の見解を提出する権利を有する。この提訴は略式かつ無料で、提訴の日から1ヶ月以内に判決される。判決は書記官により関係者に通知される。判決のあったことは共和国

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

検事に届けられ、検事は県知事にこれを通知する。欠席判決に対する故障申立は認められない。

判決に対してはその通知から2日以内に破棄院に上告できる。この上告は弁護士立会でなくてもよい。

本条の規定は、R.515-4条所定の労働審判所総会におけるレフェレ審理を担当する審判員の任命にも適用される。

R.512-6条

I. 労働審判所総会は、次の事由の1つにより労働審判所の長および副長のいずれかが欠員になったとき、新しい長または副長を選出するためにR.512-8条所定の条件で開催される。

- a) 長または副長の就任拒絶
- b) 辞任
- c) L.514-11条およびR.512-16条の適用による辞任の宣告
- d) 死亡
- e) L.514-13条の適用による懲戒デクレによる資格喪失
- f) 選挙法典L.5条およびL.6条所定の事実についての刑事有罪が確定した後のL.514-14条の適用による当然の資格喪失

II. 本条I.所定の事由の1つにより部または課の長および副長のいずれかが欠員になったとき、部または課の審判員は部または課の新しい長または副長を選出するために総会を開催する。

III. 本条I.およびII.の事由の1つが同じ年のうちに再び生じたとき、新たな欠員の補充はR.512-3条所定の年次改選まで行なわれない。

IV. 本条I.およびII.の議事録はR.512-8条所定の条件で作成され送付される。

R.512-7条

L.515-4条所定の権限のほか、労働審判所長は労働審判所内部の管理および秩序維持を担当する。

R.512-8条

労働審判所総会は、控訴院長または職務を遂行している審判員の過半数の請求に基づくとき、または長もしくは副長が開催を有益と判断したときに開催される。総会の議事録は長の責任の下で首席書記官が作成し、2週間以内に長により控訴院長および控訴院付検事総長に送付される。

R.512-9条

労働審判所の設置のとき、総会は設置の後3ヶ月以内に、とくに審理の日および時間を定める内規を提案する。審理の日程および時間割は一般的には当該労働審判所に關係する控訴院の管内に所在する普通法裁判所のものに合わせて決定される。ただし、地域の事情を考慮してこの一般原則と異なる内規とすることができる。

前項に基づき準備された内規は、控訴院長および控訴院付検事総長が承認した後にのみ施行される。内規の受理の後3ヶ月以内に両者の表明がないとき、承認を求めていた内規の規定は施行することができる。

本条1項所定の3ヶ月以内に労働審判所総会が内規を作成しないとき、内規は、労働審判所の長および副長、各部の長および副長、課があるときは各課の長および副長を構成員とする機関が準備する。この限定的な機関の設置は労働審判所長が決定する。この機関が作成した内規は本条2項所定の条件に従い承認された後に施行される。

前項所定の限定機関が設置された日から1ヶ月経過したときになお内規が作成されないとき、労働審判所長は、副長の同意を得て、審理の日程および時間割を定める内規の規定を定める。この規定は控訴院長および控訴院付検事総長が承認した後にのみ施行される。

内規は労働審判所事務所内に掲示される。

内規はR.512-8条所定の総会において変更することができる。この場合の猶予期間は、総会については1ヶ月、限定機関または労働審判所の長および副長については2週間にそれぞれ短縮される。

審理の日程および時間割に関する正規に承認された内規の規定がない場合、本条1項2文の規則が当然に適用される。

R.512-10条

司書尚書・法務大臣のアレテにより、元の労働審判所長および12年間職務に従事した元の審判員には名誉が授与される。

前項所定のアレテは、労働審判所総会の意見を聞いて、労働審判所が管内に所在する大審裁判所の長の推薦に基づき決定される。

名誉は同様の手続に従い剥奪されることがある。

R.512-11条

労働審判所の名誉審判員は、就任法廷および司法組織法典R.711-2条所定の儀式法廷に正規の構成員とともに同席できる。

名誉審判員は、この法廷および公式式典においてR.512-12条所定の記章を身に付けることができる。

名誉を授与された元審判員は、商業上の広告および通信文にも、訴訟文書または訴訟外文書にも、その旨を記載してはならない。他の場合、その旨の記載については授与されることとなった労働審判所を明記しなければならない。

R.512-12条

労働審判所構成員は、審理においても公式式典においても、その職務を示すメダルをたすき状のリボンに吊り下げる身に付ける。このメダルは、労働審判所長および審理に際しての判決部の長には金メッキのブロンズとし、他の審判員には銀メッ

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

キのブロンズとする。寸法は65mmで、表面にはフランス共和国と刻字され、共和国のシンボルの頭部の右向きが上部に刻まれる。

メダルは、オリーブの小枝を模した75mmの止め金で、赤青2色に縦に塗り分けられた幅75mmのリボンで吊り下げられる。

R.512-13条

控訴院長および検事総長はその管内に所在する労働審判所を監督する。

控訴院長および検事総長はそれぞれ関係するところで裁判業務および事件の正常な処理についての良好な管理を担当する。両者はそれぞれ配下の判事または検事に代わって特定の訴訟についてその権限を代理することができる。

両者は毎年、司書尚書・法務大臣に対してその確認内容を報告する。

R.512-14条

労働審判所の部の1つが構成されないとときまたは機能しないときは、その理由にかかわらず、控訴院長は検事総長の請求に基づき、その部に登録されている事件またはその部に後に登録されることになる事件を担当するものとして、他の労働審判所に属する相当の部を、それがないときは小審裁判所を指定する。

労働審判所の部が再び機能する状態になったとき、控訴院長は同じ条件の下でこの事実状態を確認し、事件が新たにこの部に係属することになる日を決定する。本条により控訴院長が指定した労働審判所の部または小審裁判所は引き続き前項により係属している事件を処理する。

R.512-15条

審判員が辞任するときは、その旨を労働審判所長に届けるとともに、その旨を共和国検事に受取証明付書留郵便にて通知する。

審判員の辞任は、この郵便を出したときから1ヶ月で確定する。

R.512-16条

審判員がその任期中に被選挙人資格を失い他の資格 {*労働者が使用者になるなど} を有するに至ったときは、その旨を共和国検事および労働審判所長に届けなければならない。審判員はこの届出により当然に辞任となる。

届出がないとき、部の総会または課のあるときは課の総会に対して、労働審判所長はみずからの意思または共和国検事の意思により本件を上程する。該当の審判員はこの総会において事情説明のために召喚される。

議事録は1週間以内に労働審判所長により共和国検事に送付され、共和国検事は同じ期間内 {*1週間以内} に大審裁判所長に送付する。

議事録を調査した上で、その事実があれば大審裁判所の評議部により辞任が宣告される。なお、管内の控訴院に控訴できる。この決定の通知は県知事に対して共和国検事により送付される。控訴の場合は検事総長がこれを行なう。

R.512-17条

審判員に欠員が生じたとき、その理由にかかわらず、労働審判所長は欠員を確認するとともに、その旨を1週間以内に県知事および共和国検事に通知する。

第2節 書記事務局の組織および機構

R.512-18条

各労働審判所には書記事務局を置く。

R.512-19条

控訴院長は、労働審判所長の意見を聞いて、書記事務局の開庁する日および時間を決定する。

R.512-20条

首席書記官は、労働審判所長の指揮の下で、司法組織の管理業務を指揮し、その機能に責任を負う。

首席書記官が複数の労働審判所の書記事務局に責任を負うときは、それぞれの労働審判所長の指揮の下でその職務に従事する。

R.512-21条

首席書記官は書記事務局の職員を管理し、職員を労働審判所の職務に配置する。

R.512-22条

首席書記官は毎年、予算案を作成し、その決定を {*労働審判所} 長および副長に委ねる。

首席書記官は労働審判所に支給される予算を管理し、備品、動産、図書室の雑誌・図書の購入・維持・更新に責任を負う。

R.512-23条

首席書記官は受付業務を組織する。

R.512-24条

首席書記官は、一件記録、綴り簿および登録簿を毎日付け、所定の証書、覚書および議事録を作成し、審理においては審判員を補佐し、判決を書面にする。

R.512-25条

首席書記官は、事件の記録、備付原本および文書を預かり、その保管を担当し、その謄本および複製を発給する。

労働審判所業務において保管されたすべての書類の複製の作成・発給は首席書記官のみが担当する。

R.512-26条

首席書記官は司書尚書・法務大臣の定める書式および間隔で労働審判所の活動記録を作成する。この記録は労働審判所の長および副長の意見があればそれを添えて法務大臣に対して控訴院書記局長の責任の下に提出される。

R.512-27条

業務の必要があるとき、首席書記官はその責任において1名以上の書記事務局職

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

員を前条所定の職務の一部を担当させるために任命することができる。

R.512-28条

首席書記官のポストが欠員のとき、または首席書記官の事故または欠勤のとき、次席書記官が代行し、または臨時にその職務を行なう。

複数の次席書記官がいるときは、首席書記官が、それができないときは労働審判所長が、そのうちの1名を任命して代行または臨時にその職務を行なわせる。

次席書記官がいないときは、書記事務局の部長の内1名または他の職員が同じ条件の下で任命される。

R.512-29条

次席書記官は首席書記官を補佐する。

次席書記官は書記事務局の複数の部を指揮し、または職員の全部または一部の職務を監督する。

R.512-30条

書記事務局には1以上の部の長として部長を置き、次席書記官がいないときに首席書記官を補佐させる。

R.512-31条

書記官は、首席書記官職にあるものが担当すべきほどの重要性が明らかではないときにはその職務の長になることができる

例外的に書記官が首席書記官の職務を担当することがある。

R.512-32条

次席書記官、書記事務局の部長および書記官職にあるものは、首席書記官が付与した任務の範囲内でR.512-24条所定の首席書記官の権限を行使する。

R.512-33条

カテゴリーCおよびカテゴリーDの職員、場合により補助職員および臨時職員は、書記事務局の業務を協力して行なう。

これらの職員は、例外的に1979年12月12日デクレ34条所定の宣誓をした後に、R.512-24所定の職務および謄本・複製の発給を担当することができる。

R.512-34条

業務の必要があるとき、書記事務局職員は、同じ控訴院の管内に所在する他の労働審判所の管理業務を代行することができる。

この代行は控訴院書記局長が労働審判所長、副長および首席書記官に諮問した後に決定する。この代行の期間は2ヶ月を超えることができない。ただし、司書尚書・法務大臣は通算して8ヶ月の範囲内でこれを更新することができる。

他の労働審判所において代行する職員には、1966年8月10日デクレが定める当該カテゴリーの公務員所定の条件と同じ条件での手当が支給される。

R.512-35条

首席書記官は L.51-10-2条所定の機能の経費の帳簿を付ける。

首席書記官は訴訟当事者が仮払いのために供託する金員を受領することができる。この金員は国庫に収められる。

徴収管理および前払管理は各労働審判所において、公的機関の収入または支出の受領または支払に充てる法務省の経費によりコンピューターで作成することができる。

第3章 労働審判所選挙

第1節 選挙人資格、被選挙人資格および選挙人名簿

第1款 選挙人資格

R.513-1条

選挙人名簿に登録されていない者は、何人も投票できない。

ただし、前項の規定にかかわらず、登録されていない場合、選挙法典 L.62条所定の本人確認を条件として、登録を命じる小審裁判所裁判官の決定または登録末梢判決を無効とする破棄院判決を所持している投票人の投票が認められる。

R.513-2条

選挙人となるための条件は総選挙の年のデクレにより定められる日を基準として評価される。

R.513-3条

労働契約停止中の期間は、L.513-1条の適用については職業活動に従事した期間とみなされる。

R.513-4条

何人も選挙人名簿において同時に使用者としておよび労働者として登録されることはできない。

R.513-5条

幹部部およびその他活動部に固有の規定は別として、1つの企業にのみ雇われているサラリエ選挙人および1つの職業活動のみを行なう使用者選挙人は、その企業の主たる活動に基づきそれぞれの部に配属される。

企業に複数の事業場があるとき、各事業場のサラリエおよび使用者はその事業場の主たる活動に相当する部の選挙人となる。

R.513-6条

使用者が複数の職業活動をしているとき、選挙人となる部は主たる活動に基づき決定される。

サラリエが複数の企業で職業活動に従事しているとき、選挙人となる部は主たる活動に従事している企業でのみ雇われているものとして決定される。

使用者の主たる活動は最も多くのサラリエが従事している職業活動である。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

労働者の主たる活動は選挙の実施される年の第1・四半期における稼得活動の結果もたらされるその所得の最も多くの部分を占める活動である。

R.513-7条

R.513-8条およびR.513-9条の規定を別として、企業および事業場の主たる活動は、R.513-2条により定められる日を基準として、1973年3月14日デクレの適用により国立統計経済研究所が作成する職業活動分類表の中で与えられている活動分類番号により推定される。

付属表Ⅰの中の活動を主として行なう企業および事業場は、工業部に属する。付属表Ⅱの中の活動を主として行なう企業および事業場は、商業・サービス部に属する。

R.513-8条

主たる活動として農業法典1144条の1.から7.および9.所定のカテゴリーのサラリエを1名以上雇っている企業または事業場は農業部に属する。

使用者として1名以上のサラリエを雇う分益小作農は農業部に属する。

R.513-9条

L.513-1条3項所定のサラリエは、その属する企業または事業場の活動を考慮することなく幹部部の選挙人となる。

L.513-1条6項に定める幹部が使用者選挙人としての登録を許されるための特別の権限委任は、書面であることを要するが、特別の文書または労働契約への明記によることができる。委任がない場合、幹部はサラリエ選挙人として幹部部にのみ登録することができる。

従業員が幹部部に属するサラリエのみの使用者は幹部部でしか投票できない。幹部部に属するサラリエを1名以上雇っている使用者はその請求に基づき幹部部に登録することができる。

R.513-10条

L.512-2条7項に定めるサラリエは、その他活動部の選挙人となる。

他の部に属さない使用者は、その他活動部の選挙人となる。

第3款 選挙人名簿の作成

R.513-11条

I. 選挙人名簿の作成のために、使用者はそのサラリエについての届出を書面または磁気媒体で行なう。

この届出にはサラリエの姓名、生年月日、出生地、住所地に加えて全国個人識別簿登録番号を明記するものとする。届出においては、サラリエごとに、投票する{*労使の}選挙人区分、部および市町村を明記する。

届出は1つの名簿に集約される。使用者はこの名簿をその主たる職業活動を行なう市町村における登録に利用することができる。

L.513-1条5項に定める配偶者は、選挙人名簿登録のための配偶者からの代行委任状を届出に添付し、配偶者であることおよび同条所定の記載が登録されていることを証明する。

L.513-1条6項の定めるところにより使用者がその主たる職業活動に相当する部と幹部部を選択できる場合、選挙人となる部を明記するものとする。

II. 使用者は名簿届出を遅くとも総選挙が実施される年のデクレが定める日までに労働大臣が定める情報処理センターに送付する。

名簿届出は、情報処理センターに提出または転送する場合には受取証が交付される。郵送の場合は受取証明付書留郵便によるものとする。

III. 情報処理センターは、情報、フィッシュおよび自由に関する1978年1月6日法15条の適用によるアレテにより定められる条件の下、L.513-3条に定める届出の取扱および市町村長への送付を行なう。

IV. 使用者の作成する媒体が何であれ、企業に複数の事業場があるときは、名簿は事業場ごとに作成される。名簿には当該事業場が属する部が明記される。

R.513-12条

R.513-11条所定の届出の送付に先立ち、使用者は企業における代表的なサラリエの組合組織に諮詢した後、従業員に対してこの届出がL.513-3条6項所定の条件で閲覧できることを周知させるために有益なあらゆる手段を取る。この閲覧は企業の年次休業期間中は行なわれない。

届出はその全体について閲覧できる。

常時11人以上のサラリエを使用する企業または事業場においては、閲覧期間の開始が就業場所への掲示により従業員に予告される。

届出は従業員の利用に供される2週間の期間が満了したときに確定される。

R.513-13条

常時11人以上のサラリエを使用する企業または事業場では、R.513-12条所定の閲覧が行なわれる条件を書面に作成する。この書面は、届出が情報処理センターに送付される日が記載され、就業場所に掲示される。

R.513-14条

R.513-12条所定の閲覧終了後、使用者は、事業場が所在する市町村での投票が予定されているサラリエに関する意見書を当該市町村長に送付する。

住所地のある市町村での投票が予定されているサラリエに関する意見書は当該市町村長に送付される。

R.513-16条

市町村長は、情報処理センターから送付された準備書類およびR.513-14条所定の意見を調査し、選挙人となるための法定条件および当該市町村で投票権行使するための法定条件を備えたサラリエおよび使用者を選挙人名簿に登録する。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

市町村長は、直近の総選挙時に当該市町村における選挙人名簿に登録された選挙人が300名以上のとき、L.513-3条7項所定の行政委員会の補佐を受ける。300名未満の場合、地域の事情により相当な理由があるとき、市町村長により委員会が招集されることがある。本委員会は、サラリエを届け出るべき市町村所在の事業場名簿を作成する時点から設置され、名簿に関する意見を市町村長に提出する。

委員会は、R.513-14条および本条所定の文書の全体ならびにR.513-17条所定の請求を吟味し、提出された準備書類に加えるべき訂正に関する意見を提出する。

R.513-17条

R.513-2条所定の日の時点で意に反して失職しているサラリエは、遅くとも同年のデクレ所定の日までに住所地の市町村役場の選挙人名簿への登録を請求する。このために当該サラリエは労働大臣が定める情報処理センターに届出を送付する。意に反して失職しているサラリエは、直前の主要な活動に対応する部のサラリエ選挙人として登録される。

意に反して失職しているとみなされるサラリエは、職を探していることおよび直近の職業活動を正当な理由なくみずから離職したのではないことを誠実に証明したサラリエである。

R.513-18条

L.513-3条7項所定の行政委員会は、市町村長またはその代理、県知事または副知事が任命する行政代表1名、全国的に最も代表的な各職業・組合組織の代表、直前の総選挙時に市町村名簿に登録された選挙人から市町村長の推薦に基づき指名された労使の選挙人各1名、県労働・雇用・職業訓練局長が任命する代表1名および大審裁判所長が任命する代表1名で構成される。労使の選挙人を指名できない場合、市町村会は、選挙法典に基づき作成された選挙人名簿に登録された選挙人から任命することができる。

正副代表は、同様の方法で任命される。

市町村長は、行政委員会の作業の準備のために、小委員会を設置することができる。

市町村長は委員会の議長となる。議長は、委員会を召集し、議事日程を定める。委員会の事務局は市町村の職員が担当する。

事務局は、遅くとも会議日の5日前までに、委員会の作業に必要な書類を委員のために用意する。

R.513-19条

市町村長は、サラリエ選挙人および使用者選挙人を各部に登録し、選挙人名簿を作成する。市町村長は、労働大臣アレテが定める日に、この名簿を決定する。市町村長は名簿1部を県知事に送付する。

R.513-20条

労働大臣アレテが定める日に、各市町村の選挙人名簿は市町村役場事務局に備え付けられ、関係者全員の閲覧に供する。複数の区を有する都市では、各区の選挙人名簿は市長村役場事務局または各区所在の支庁に備え付けられる。

同日、市町村長は、掲示により、選挙人名簿の備付け、R.513-21-1条所定の終了日ならびに登録内容に対する申立の方法および期間を選挙人に対して周知する。

R.513-21条

L.513-3条所定の異議申立は、名簿の備付けが掲示された日から21日以内に市町村長に対して行なわなければならない。異議申立が使用者選挙人としての幹部に関するものであるときは、L.513-1条3項所定の特別の権限委任{*書}を添付する。異議申立には、その対象、申立人の姓名・住所および異議を申し立てる資格を記載する。また、申立人とは異なる選挙人に関するものであるときは、当該選挙人の姓名・住所を明記する。

市町村長は、異議申立を確認し、申立人に対し、受理の日から2週間以内かつ遅くともR.513-21-1条所定の終了日までに、その決定を通知する。申立を却下する場合は理由を付して行なう。その決定が他の市町村の選挙人名簿に影響があるときは、関係市町村のその決定を通知する。

市町村長が期間内に回答しないときは、却下の決定があったものとみなされる。

未成年選挙人は、{*親権者の}許可を受けることなく、異議申立またはみずからに対する異議申立への防御ができる。

市町村長の決定に対する提訴は、L.513-3条の定めるところにより、R.513-22条所定の様式により、決定が通知された日または黙示の却下決定があったとされる日から10日以内に、異議申立のあった名簿を有する市町村が管内に所在する小審裁判所に対してなされる。代理訴権者は、その手段を問わず、異議申立にかかる選挙人による事前の承諾および本訴訟に反対しないことの証明書を提出する。

小審裁判所は、10日以内に、R.513-23条所定の様式で判決する。書記事務局は、R.513-24条所定の様式で判決を通知する。

R.513-21-1条

市町村長の決定およびL.513-3条8項所定の裁判所の決定により選挙人名簿が訂正される場合、労働大臣アレテが定める日に閉鎖される。

R.513-21-2条

本条2項の規定にかかわらず、選挙人名簿閉鎖後の異議申立は、閉鎖後2週間以内に、異議申立のあった名簿を有する市町村が管内に所在する小審裁判所に対してなされる。

投票すべき部、選挙人区分または市町村における選挙人の本人確認、登録または配属に関する明らかな脱落または誤りに基づく補正に関する異議申立は、小審裁判所に対して、投票日まで、場合によりR.513-23条所定の期間にかかわらず、申し立

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

てることができる。

名簿の代理人は、その手段を問わず、異議申立にかかる選挙人による事前の承諾および本訴訟に反対しないことの証明書を提出することができる。未成年選挙人は、(*親権者の)許可を受けることなく、異議申立またはみずからに対する異議申立への防御ができる。

R.513-22条

L.513-3条所定の提訴は、小審裁判所書記事務局に対する口頭または書面による届出または書面の郵送により行なわれる。届出には、請求人の姓名・住所、請求する資格、請求の対象を記載する。また、請求人とは異なる選挙人に関するものであるときは、当該選挙人の姓名・住所を明記する。

R.513-23条

小審裁判所は、投票日までのR.513-21-2条所定の提訴について、方式なし費用なし、かつ、関係当事者すべてに3日前に通知するだけで判決する。

R.513-24条

R.513-21条およびR.513-21-2条所定の小審裁判所の判決は、ただちに書記事務局から請求人に通知され、関係する選挙人がある場合は、その選挙人に受取証明付書留郵便で通知される。書記事務局はその旨を同じ期間内に県知事および市町村長に通知する。

この判決については故障申立がない。

R.513-25条

R.513-21条およびR.513-21-2条所定の小審裁判所の判決に対する上告は、その通知から10日以内に行なわれる。この上告には停止効はない。

選挙法典 R.15-1条から R.15-6条までの規定が適用される。

R.513-26条

R.513-21条1項、同条5項、R.513-21-2条およびR.513-25条所定の期間の計算および進行は新民事訴訟法典640条、641条および642条の規定に従う。

R.513-28条

市町村の選挙人はすべて、労働審判所選挙に關係してのみ選挙人名簿を利用するなどを誓約した場合には、その費用で、名簿の閲覧および複写をすることができる。名簿の代理人は、候補者名簿を届け出た労働審判所の管内に所在する市町村の選挙人名簿の全体について、同じ条件の下、名簿の閲覧および複写をすることができる。

投票結果の掲示後1週間が経過した後は、選挙人名簿の閲覧はできない。

R.513-30条

R.513-11条およびR.513-17条所定の届出は、デクレの定める様式または規則に基づかなければならない。

第2節 選挙の実施、労働審判員の就任、補欠選挙

第1小節 投票

第1款 立候補の届出

R.513-31条

名簿代理人は、使用者に対して、L.513-4条4項の定めるところにより、当該企業のサラリエを候補者として登録する予定があるときは、その姓名を、受取証明付書留郵便または配達証明付郵便で通知する。サラリエの姓名は、同時に管轄の労働監督官または所管官庁にも通知される。

R.513-31-1条

候補者名簿は、各労働審判所について、部に分けて、部の中では選挙人区分に分けて作成される。

R.513-32条

名簿に登録する候補者の数は、定数を下回ってはならず、定数の2倍を超えてはならない。

R.513-33条

各名簿は代理人1名による共同届出がなされる。代理人は名簿に登録された各候補者が署名した書面による委任状を持参しなければならない。

共同届出において明記することは、次の通り。

- ・ 候補者が立候補している労働審判所、その選挙人区分および部
- ・ 候補者搭載の順序
- ・ 名簿の名称

共同届出には、L.513-3-1条に定める受理適性を証明する宣誓書および各候補者の個別届出が添付される。各個別届出には候補者が署名する。

個別届出には候補者の姓名、生年月日および出生地を記載する。

候補者がL.513-2条1.所定のカテゴリーに属する場合、個別届出には、登録されている選挙人名簿または正規に登録されていた選挙人名簿を明記する。

候補者が L. 513-2条2.所定のカテゴリーに属する場合、個別届出には3年以上登録されていた選挙人名簿およびその名簿に登録されるべき職業活動を明記する。

R.513-34条

各候補者は、労働大臣アレテ記載の身分証明書のうちの1つについてその写しを提出しなければならない。

各候補者は、このほか公民権について禁止、失格または制限の事由に該当していないことを誠実に証明しなければならない。

R.513-35条

労働審判所を管内に有する県庁への候補者の提出期間および県知事が候補者名簿を公布する日は、大臣アレテにより定める。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

R.513-36条

候補者名簿の代理人には、R.513-33条およびR.513-34条所定の届出文書全体についての受理証が交付される。

R.513-37条

県知事は候補者名簿を公布する。この名簿は、県庁、労働審判所の所在する市町村役場および労働審判所の書記事務局に掲示される。

R.513-35条所定の立候補届出期間満了後は、立候補の個別の届出および取下げはできない。

名簿の取下げは、名簿に登録されている候補者の半数が県知事に書面によりそれを請求し、遅くとも1項所定の公布日の前日までに受理される場合に限り、行なうことができる。

候補者が死亡した場合、立候補の届出期間満了までは、これを差し替えることができる。

R.513-38条

立候補者の選挙人資格、候補者名簿の適式性および受理適性に関する異議申立は、R.513-37条所定の公布から10日以内に、労働審判所が管内に所在する小審裁判所に対して行なうことができる。異議申立は、小審裁判所書記事務局に対する口頭または書面による届出または書面の郵送により行なわれる。

選挙準備業務に関する異議申立は、前項所定の条件に従い、判決の交付または通知から10日以内に、労働審判所が管内に所在する小審裁判所に対して行なうことができる。

未成年選挙人は、(*親権者の)許可なく異議申立をすることができる。

R.513-38-1条

小審裁判所は、方式なしに、10日以内に判決する。判決は、ただちに書記事務局から関係当事者に受取証明付書留郵便で通知される。書記事務局は、県知事および共和国検事が当事者でないときは、両者に判決内容を3日以内に通知する。この判決については故障申立ができない。

R.513-38-2条

小審裁判所の判決に対しては、その通知から10日以内に、破棄院に上告できる。この上告には停止効はない。選挙法典 R.15-1条から R.15-6条までの規定が適用される。

第2款 投票準備作業

R.513-39条

県知事アレテは、労働大臣アレテ所定の期間内に、選挙人名簿の写しを調査した上で、投票所一覧を決定し、場合により、複数の市町村にまたがる投票所の区域を定める。県知事は、この作業にあたり、市町村長および県労働・雇用・職業訓練局

長の意見を聞く。市町村長は、あらかじめ R.513-3条所定の行政委員会の意見を聴取しておく。県知事はまた、全国的に最も代表的な職業・組合組織の地域代表の意見を聴取する。投票所は、選挙人の就業場所にできる限り近くなるようにする。投票所は、所有者 {*管理者} の同意を得て、公的または民間の施設に設置することができる。

R.513-40条

選挙人カードは、選挙人名簿に登録されているすべての選挙人に届けられる。選挙人カードの作成および送付の費用は国が負担する。

R.513-41条

各市町村において、市町村長が選挙人カードを作成する。選挙人カードの記載事項は、次の通り。

- ・ 選挙人の氏名、生年月日、出生地および住所
- ・ 選挙人が属する部および選挙人区分
- ・ 選挙人にかかる投票所
- ・ 出欠確認表における整理番号
- ・ カードの名宛人が公民権について禁止、失格または制限の事由に該当していないことの宣誓書
- ・ R.513-55所定の投票所の開場時間

R.513-42条

選挙人は、選挙人カードに署名しなければならない。

R.513-43条

市町村長は、選挙人カードを選挙人の住所に郵送する。

R.513-20条所定の選挙人名簿の届出が掲示される日までに送付されなければならない。

名宛人に届かないカードは差出人である市町村長に返送される。市町村長は、調査の上で、当該選挙人の新住所にカードを送付する。カードは、身分証明書の確認、または、同じ投票所の名簿に登録されている2人が証人として本人確認したときに交付される。

複数の投票所が設置される市町村の場合は、名宛人が入手できるように関係する投票所に投票日に備えられる。いずれの場合も、カードは、身分証明書の確認、または、同じ投票所の名簿に登録されている2人が証人として本人確認したときに交付される。

前項の規則は、市町村役場に戻ってきた選挙人カードが複数の市町村にまたがる投票所で投票する選挙人のものである場合にも適用される。

第3款 広報

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

R.513-44条

各候補者名簿は210mm×297mmの紙1枚の片面にのみ印刷される。

R.513-45条

候補者名簿が印刷される投票用紙の数はこの名簿を対象として投票する選挙人の数の2倍の20%を超えてはならない。

投票用紙の大きさは31名までの名簿については148×210mm, 31名を超える場合は210×297mmとする。

投票用紙の記載事項は労働審判所、部、選挙人区分、各候補者の姓名、名簿の名称に限られる。

カラー用紙に印刷された投票用紙は認められない。印字は黒とする。

R.513-46条

県知事アレテにより設置される広報委員会は、1以上の労働審判所を管轄地域とする。

パリの委員会は区ごとに設置される。

広報委員会は大臣アレテの定める日に設置され、県知事の同意を得て委員長が指定する場所に置かれる。

R.513-47条

各委員会の構成は、次の通り。

- 委員長：県知事が任命する現職または退職した公務員1名
- 県税務署長が任命する公務員1名
- 県郵便局長が任命する公務員1名

書記事務は県知事が任命する公務員が担当する。

委員長は各名簿の代理人を召喚する。代理人は評議権をもって委員会の作業に従事することができる。

R.513-48条

広報委員会は、県知事から候補者名簿表および投票用紙を発送するのに必要な封筒ならびに郵便投票の素材を受け取る。委員会はこれらの封筒の文面を準備させる。

委員会が責任を負う仕事は、次の通り。

- 投票日の遅くとも12日前までに、同じ封筒に巣封し、第1に、すべての選挙人に對し、投票用紙と「労働審判所選挙：郵便投票」と記載した返信封筒、第2に、各名簿についてその候補者名簿表および投票用紙をこの名簿を対象として投票する選挙人のすべてに届けること
- 投票日の遅くとも10日前までに、登録選挙人の数と少なくとも同数だけ各名簿の投票用紙を関係する各市町村長に送付すること

R.513-49条

各名簿の代理人は、委員会の選定した印刷業者のうち1以上の名前を委員会委員

長に知らせる。

委員長は代理人に対して、印刷を許可された各文書について、特別仕様および最大枚数ならびに R.513-50条所定の印刷費用の上限を通知する。

代理人は、委員長に対して大臣アレテが定める日に、候補者名簿表の印刷見本および登録選挙人の数の少なくとも 2 倍の量の投票用紙を届けなければならない。

委員会は上記の日を過ぎて届けられた印刷物の郵送については責任を有しない。

候補者名簿表および投票用紙は、その大きさ、文面または印刷が法律または政令の規定に適合していないとき、委員会に受理されない。

R.513-50条

各選挙人区分および各部において有効票の 5 % 以上を得、かつ、L.513-3-1条 2 項の定めるところにより不受理とされなかった名簿に対しては、R.513-44条および R.513-44条所定の候補者名簿表および投票用紙のための用紙費用および印刷費用が償還される。

ただし、実際にかかった印刷費用について、その証明書を提示した場合にのみ償還される。

償還総額は償還の認められる印刷物の数に、県委員会の意見を聞いて県知事アレテが定める印刷費用を適用した結果得られる額を超えることはできない。県委員会の構成は、次の通り。

- ・ 委員長：県知事またはその代理
- ・ 県税務所長またはその代理
- ・ 県消費・競争局長またはその代理

定めるべき費用の性質により、県知事が指名する印刷業者の職業組織の代表1名
印刷に関しては、その費用が適用されるものは、次の特別仕様に適合している候補者名簿表および投票用紙のみであり、写真製版（製版、凸版またはトレース）作業はすべて除かれる。特別仕様は、白の光沢紙、1m²あたり56g、AFNOR {*フランス規格協会} 規格II/1。

R.513-51条

広報委員会がその仕事のために決定する支出契約は、すべて事前に県知事の承認を受けなければならない。

R.513-52条

国は本条所定の条件に従い、広報委員会の業務遂行に伴う費用およびその機能のための費用を負担する。

委員会が住所地外に置かれているとき、委員長および委員は選挙法典 R.33条所定の方式に基づき計算される移動費用を支給される。

委員会の書記には同条所定の方式に基づき計算される手当が支給される。

委員会の機能のためのその他の費用は、選挙人の数および候補者の数に従い、大

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

蔵大臣および社会大臣の連名アレテにより作成される計算早見表に基づいて各委員会に償還される。

R.513-52-1条

選挙前の10日間、各市町村において、候補者名簿を掲示するための特別の場所が市町村により確保される。

各場所での掲示面積は各名簿と同じとする。

掲示場所は、県知事への届出順に各名簿に割り当てられる。

R.513-53条

投票日に投票用紙、候補者名簿表およびその他の文書を配布することおよび配布させることは禁止される。

第4款 投票

I. 投票の実施

R.513-54条

R.513-48条の規定にかかわらず、
(*候補者)名簿の代理人は、市町村役場および
パリでは各区所在の支庁において、投票日の遅くとも1週間前から投票用紙を備え
付けることができる。

代理人が備えた投票用紙および広報委員会が市町村役場に送付する投票用紙は、
各投票所において投票所長の責任の下に選挙人に交付される。

投票の途中で選挙人に交付される投票用紙の不足が明らかになったとき、代理人
は投票所長の指示に従い予備分を備え付けさせることができる。

R.513-55条

投票は8時に始まり同日の18時に終わる。

ただし、関係市町村長および全国的に最も代表的な職業・組合組織の地方代表に
相談した後に、県知事はアレテにより、投票所の特別事情を考慮して、投票時間を
変更することができる。ただし、その理由のいかんにかかわらず、投票所は通算して
6時間以上開いていなければならない。

R.513-56条

投票は封入して行なわれる。

選挙用封筒は県から支給される。封筒は不透明、単色で、糊付けしない。

封筒は部ごとにそして選挙人区分ごとに別のものにする。

封筒は投票日に投票所内で選挙人に交付される。

投票開始の前に投票所では封筒の数が部ごとに各部に登録されている選挙人の数
と正しく一致していることを確認しなければならない。

不可抗力、選挙法典 L.113条所定の非違またはその他のあらゆる事由により、正規
の封筒が不足するとき、投票所長は、区別することができ、市町村長の検印がある

別の封筒と差し替え、デクレの規定に基づく投票を実施しなければならない。

この差替は、記録にその旨が記載されるとともに、使用された封筒5枚が添付されなければならない。

R.513-57条

労使の選挙人は別々の投票所の管理の下に、異なる選挙人区分で投票する。

R.513-58条

選挙人は、投票所入口において、確立した規則および慣行に従い本人確認を済ませた後、またはみずからの選挙権を小審裁判所裁判官の決定または破棄院判決を得て証明した後、自分でその属する部の封筒を取る。投票所を出ることなく選挙人は、選挙人としての資格を有する部の封筒に投票用紙を封入する間、投票所に他人の目を避けられるように施された場所に1人で入らなければならない。選挙人は投票所長に封筒を1枚しか所持していないことを確認してもらう。投票所長は封筒に触らずにそれを確認し、選挙人はみずから投票箱にそれを入れる。

各投票所では、登録選挙人300人ごとに、または区分ごとに1ヶ所の個室を設ける。

個室は、選挙の実施状況が公衆から隠されるような形で設置されてはならない。

R.513-59条

各選挙人区分の投票場所に少なくとも1つの投票箱が設置される。

投票箱は透明のものとする。

各投票箱は、投票用紙を入れた封筒を投入するための蓋が付いているもので、その蓋は投票の開始前に異なる2つの鍵で閉じられなければならない。この鍵の1つは投票所長が所持し、他の1つは立会員の中から抽選で選ばれた1名が所持する。

投票の終了時に投票所長が2つの鍵を所持していない場合、投票箱をただちに開けるために必要なあらゆる手段を講じる。

R.513-60条

選挙人はすべて、一定の介護を必要とするために投票用紙を封筒に入れることおよびそれを投票箱に投入することができない状態である場合、みずから選ぶ選挙人1名による補佐を認められることがある。

R.513-61条

各投票所は、所長、2名以上の立会人および市町村労働審判所選挙人名簿に登録された選挙人から、労使の選挙人を指名できない場合、選挙法典に基づき作成された選挙人名簿に登録された選挙人から選ばれた書記1名で構成される。

投票所での会議では書記は評議権しか持たない。

選挙の実施中は少なくとも2名が居合わせなければならない。

R.513-62条

投票所は市町村長、助役および市町村会議員がその席次順に主宰する。これらの者がいないとき、所長は、市町村労働審判所選挙人名簿に登録された選挙人の中か

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

ら、また、その必要があるときは選挙法典に基づき作成された選挙人名簿に登録されている選挙人の中から市町村長により任命される。

所長が不在のときは市町村会議員または選挙法典に基づき作成された選挙人名簿に登録されている市町村選挙人の中から所長が任命していた副所長1名が代行し、その任命がないときは最年長の立会人が代行する。副所長は所長に属するすべての権限を行使する。書記が不在のときは最年少の立会人が代行する。

R.513-63条

各投票所の立会人は次の規定に従い任命される。

届出された各候補者名簿は立会人1名を、労働審判所所在の県の労働審判所選挙人、候補者または選挙法典に基づき作成された選挙人名簿に登録されている選挙人の中から任命する権利がある。

理由のいかんにかかわらず、任命された立会人の数が2名に達しないとき、不足する立会人の補充は、居合わせている労働審判所選挙人の中から読み書きできる者を、次の順序でその数に達するまで行なう。1名欠員のときは最年長の選挙人、2名欠員のときは最年長および最年少の選挙人。

必要があるとき所長は、選挙法典に基づき作成された選挙人名簿に登録されている市町村選挙人であればだれでも立会人に任命することができる。

R.513-64条

届出された候補者名簿が任命した立会人の姓名、生年月日、出生地および住所、ならびに市町村選挙人名簿に登録されている立会人についてはその市町村名を、市町村長およびパリ、マルセイユおよびリヨンでは区長に対して、書留郵便で投票日の5日前までに通知しなければならない。国はこの送付に要する経費を負担する。

市町村長・区長は、名簿代理人に対して届出受理証を郵送するかまたはその請求があるときは手交する。この受理証は立会人としての資格を証明し、その権利を保証する。

市町村長・区長は、任命された立会人の姓名、生年月日、出生地および住所を投票所が設置される前に関係する投票所長に通知する。

R.513-64-1条

立会人およびR.513-65条所定の代表は、その職務において中立義務を保持しなければならない。所属または信条の表明はしてはならない。

R.513-65条

各候補者名簿は、各投票所において投票事務のすべてを監督できる代表1名を指名することができる。

1名の代表が複数の投票所を監督できるようにすることもできる。

R.513-63条2項およびR.513-64条の規定は、代表および副代表に適用される。

R.513-66条

投票所内での選挙人の討論および談合はすべて禁止される。

R.513-67条

投票所長のみが参集者に対する警察機能を担当する。

いかなる警察・軍隊も投票所長の許可なくして投票所内およびその周辺に立ち入ることはできない。

警察であれ軍隊であれ、投票所長の出動要請には従わなければならぬ。

R.513-68条

投票所長の出動要請は代表による選挙の実施監督を妨げる目的であつてはならない。

代表による秩序の乱れまたは代表の逮捕を正当とする明らかな非違行為がある場合、副代表が代行する。いかなる場合もそのことにより投票の実施は中断されない。

R.513-69条

出動要請の結果、1名以上の立会人または代表が排除された場合、投票所長はその解除の前、および出動した警察・軍隊が投票所を離れる前に、排除された者を遅滞なく差し替えなければならない。

投票所長の要請に基づいて1名以上の立会人または代表を排除した警察・軍隊は、排除の後すみやかに共和国検事および県知事に対してその職務を報告する調書を届けなければならない。

R.513-70条

投票所において選挙の実施に関わる支障が生じたことがとりあえず宣言される。

この決定には理由が付される。すべての請求および決定は調書に記録され、関係書類は投票所員の略式署名の後に添付される。

R.513-71条

投票所長は人が居合わせるときに投票の開始時刻および終了時刻を確認し、記録に記入する。

終了が告げられた後ではいかなる投票も受理され得ない。ただし投票所内に終了時刻の前に入っていた選挙人はその投票用紙を投票箱に投入できる。

R.513-72条

選挙人は、投票のときに投票所長に対して、正規に署名された選挙人カードまたはその代わりの登録証明書とともに身分を証明するものを提示しなければならない。この身分証明書類の一覧は労働大臣アレテにより作成される。立会人はその請求に基づき本人確認を補佐する。

R.513-73条

各選挙人の投票は、出欠名簿表の投票者の名前の前にインクで署名することにより確認される。

同時に選挙人カードまたはその代わりの登録証明書は投票日を記した証紙により

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

検印される。

本条の作業は、R.513-63条の定めにより届出名簿が任命した立会人により分担される。この分担に合意が得られないときは、くじびきによりこの作業を担当する1名以上の立会人が任命される。届出名簿により任命された立会人がいないとき、または立会人の数が足りないときにもくじびきが行なわれる。

R.513-74条

住民数10万人以上の市町村が1以上ある県では、県知事アレテにより1以上の委員会を設置し、当該委員会に、これらの市町村における投票所の構成ならびに投票、開票および得票計算が適式であることの監督、ならびに選挙人および届出名簿に対してその自由な権利行使を保証することを担当させることができる。

各委員会の設置場所およびその地理的管轄を定めるアレテは関係市町村長に通知される。

本条1項の規定に基づく投票作業監視委員会は投票日の2日前に設置される。

R.513-75条

各投票作業監視委員会の構成は、次の通り。

- ・ 委員長：破棄院長または行政裁判所長の任命による司法裁判所または行政裁判所の現職または名誉裁判官1名
- ・ 破棄院長または行政裁判所長が司法裁判所または行政裁判所の元裁判官または県の司法補助員の中から任命する者1名
- ・ 委員会の書記事務担当：県知事が任命する職員1名

委員会は選挙法典の定めるところにより作成された選挙人名簿に登録されている関係市町村の選挙人の中から選ばれた代理人を加えることができる。

代理人は、委員会委員長が署名する証明書を携えるものとする。証明書は、その資格に権利を保障し、その職務を定める。

委員会は1名以上の代理人を投票所ごとに任命することができる。代理人は複数の投票所でその職務を行なうことができる。

委員長は、代理人の任命を関係する投票所長に投票開始前に通知する。

R.513-76条

委員会の委員長、委員および代理人は有益なあらゆる監督および検査を行なう。いつでも投票所に入ることができ、投票結果公表の前後を問わず、その所見をすべて記録に記載することを要求できる。

市町村長および投票所長は、その職務遂行に必要なすべての情報を提供しすべての文書を閲覧させなければならない。

投票終了後、その必要がある場合、委員会は報告書を作成し、それを県会に提出するとともに、投票実施記録に添付する。

II. 郵便投票

R.513-77条

就業場所が投票所から 5 km以上離れている選挙人、その職業活動のために投票所に行けない選挙人、投票時間外に働いている選挙人 {*投票は就業時間が原則だからであろうか}、正規に休暇を取得している選挙人および健康状態のために移動できない選挙人は、請求に基づき、郵便投票が認められる。

R.513-78条

郵便投票を希望する選挙人は、R.513-77条所定の条件を満たしている旨を、選挙人カード添付の宣誓書に誠実に記入しなければならない。

R.513-80条

選挙人は、広報委員会から受け取った選挙封筒に投票用紙を入れ、封印をせず、R.513-78条に定める選挙人カード添付の宣誓書を様式に従い記入した選挙人カードとともに、「労働審判所選挙：郵便投票」と表記された2通目の封筒に入れる。選挙人は、この封筒を封印し、投票すべき投票所長あてに送付する。

R.513-83条

「郵便投票」と表記された公用封筒は投票日まで郵便局に保管される。

投票日に、郵便局職員は封筒を投票所長に渡す。所長は職員に任務終了を告げる。

R.513-85条

投票時間終了後ただちに、かつ開票開始前に、投票所長は、封筒を開け、その中に投票用紙とともに選挙人カードおよび様式に従い記入された宣誓書が入っていることを確認する。所長は選挙人カードを公開し、出欠確認の後に、他の封筒と一緒に開票するために投票用紙が入っている封筒を投票箱に入れる。

出欠確認の際に、郵便投票をした選挙人がすでに投票箱に投票してしまっていることが確認された場合、その者の投票用紙の入った封筒は投票箱には投入されず、ただちに破棄される。選挙人カードまたは様式に従い記入された宣誓書が封入されていない場合も同様の措置を行なう。

R.513-86条

選挙人の選挙人カードには投票したことが記入される。

R.513-87条

投票時間終了時に、宣誓書および選挙封筒の入った封筒は、各投票所の出欠確認表に添付される。これらの書類は、選挙に対する訴訟提起期間経過後なお4ヶ月間は保管されなければならない。

選挙人カードは、選挙人が登録されている市町村役場に保管される。カードは身分証明書を確認した上で名義人に返却される。

R.513-88条

投票時間終了後に投票所に配達された封筒は、投票所長に渡され、投票所員の面

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

前で開封される。選挙入カードは取り出され、選挙人が登録している市町村役場に渡され、R.513-87条所定の条件で保管される。選挙封筒は開封されないまま焼却される。

この作業は記録にその旨記入される。

R.513-89条

郵便投票に関する諸規定に基づく各種郵送に要する経費は国の一般予算で賄われる。郵便局には立替えた金額が償還される。

III. 開票

R.513-90条

投票時間終了後、投票所ではただちに開票作業が行なわれる。

R.513-91条

開票は投票所員の監督の下で開票担当者が行なう。

開票担当者の数が足らないときは投票所員も開票作業を行なうことができる。

R.513-92条

開票担当者は居合わせている労働審判所選挙人の中から届出名簿の代理人または代表が任命する。代表も開票担当者になることができる。任命された開票担当者の数が足らないとき、投票所に居合わせている労働審判所選挙人の中から、該当者がいないときはその他の市町村選挙人の中から、読み書きできる者を開票担当者に任命することができる。

R.513-93条

R.513-69条の規定は開票担当者に適用される。

R.513-94条

投票所長が投票箱を開けた後、封筒は部ごとに区分けされ、それぞれのかたまりは机を分けて置かれ、封筒の数が数えられる。その数が出欠確認の数より多いときは少ないときは、その旨が記録に記入される。

各机ごとに開票担当者の1人が封筒から投票用紙を取り出し、それを開いて他の開票担当者に渡す。この担当者が大きな声で名簿の名称を読み上げる。名簿の名称はこのために用意された開票用紙に記録される。

R.513-95条

名簿の代表は、投票用紙の開票および得票の集計作業の全般について、作業が行なわれているところではどこでも監督することができるとともにその所見を記録に記入させることができる。

R.513-96条

開票結果に算入されないものは次のものである。

- ・ 白票

- ・ 正規に公示されていない名簿または裁判官により適式ではない、もしくは受理できないと確認された名簿を指定する票
- ・ 投票者が判明するような票
- ・ 投票箱の中には入っているものの、封筒に入っていない票または所定のものではない封筒に入っている票
- ・ 色付きの紙に印刷された票または黒以外の色で印字された票
- ・ 同じ封筒の中に入っている異なる名簿に関する複数の票
- ・ 識別のための印が内側または外側にある票または封筒
- ・ 候補者または他人を誹謗する記載のある票または封筒
- ・ 候補者の名前の追加・削除またはその順序を変更している票
- ・ R.513-45条3項所定の記載のない手書きの票

算入されなかった票および所定のものではない封筒は、記録に添付され、投票所員が副署する。

添付された投票用紙のそれぞれに添付の事由が記入されなければならない。

この添付が行なわれなかつた場合、そのことが投票の厳正を害する目的であり、その結果が生じたことが立証されたときにのみ、当該選挙区での選挙が無効となる。

R.513-97条

票の読み上げおよび得票集計の後、開票担当者は集計用紙に署名し、この集計用紙とともに、有効性に疑問のある投票用紙、または選挙人もしくは名簿の代理人から異議申立のあった投票用紙を投票所に返却する。

R.513-98条

開票終了後ただちに選挙業務の記録が書記事務員により投票所で選挙人立会の下で作成される。

記録2部が作成され、投票所の全構成員が署名する。届出名簿の代表の副署も行なわれなければならない。

記録が作成されるとただちにその結果が投票所長により公表される。

R.513-99条

投票所による請求および決定を求めることとなった文書および集計用紙は記録に添付される。

記録に添付されなければならないもの以外の投票用紙は選挙人立会の下で破棄される。

R.513-100条

市町村に複数の投票所がある場合、市町村役場内の投票所が中央投票所となる。各投票所での記録は中央投票所に届けられ、そこで市町村の結果が集計される。

R.513-101条

各市町村の結果を記入する記録2部が作成される。1つは市町村役場の書記事務局

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

に寄託され、他の1つは各労働審判所を管轄する投票集計委員会にただちに届けられる。

R.513-102条

各県での投票集計は1以上の委員会が行ない、委員会の管轄地域および所在地は県知事アレテで定められる。

県知事は記録の各委員会への移送を担当する。

R.513-103条

投票集計委員会は司法裁判所の現職または名誉判事が主宰し、その任命は控訴院長が行なう。

そのほかの委員会の構成は次の通り。

- ・ 委員会が所在する市町村の長
- ・ 市町村会議員1名

届出名簿の各代表は、委員会の業務に評議権をもって参与できる。

名簿の代表の姓名、生年月日および出生地は、書留郵便で投票日の遅くとも48時間前までに委員会委員長に通知される。国はこの送付に要する経費を負担する。

委員会の書記事務局は市町村長が任命する市町村職員1名が担当する。

R.513-104条

全市町村の投票集計が終了した後、労働審判所管轄の投票集計委員会は、選挙人区分および部ごとに、以下の規定に従い、比例代表により、かつ、追加的配分は最大平均値方式により、各名簿の搭載順に当選を割当てる。

選挙基数は各部および各区分において有効投票数を各部および各区分において選出すべき審判員の数で割って決定する。

各名簿にはその得票数が含む選挙基数の数だけの審判員ポストが割当てられる。

この規定に従っても割当てられていない審判員ポストは、最大平均値方式により割当てられる。

この場合、審判員ポストは、得票数を割当のあったポストの数に1を加えた数で割った商が最も多くなる名簿に順次与えられる。

残るポストが1つだけであって2つの名簿が同じ商の場合、得票数の最も多かった名簿に戻る。

この2つの名簿の得票数も同じときは、当選人となると見込まれる候補者のうちの年長者にポストが割当てられる。

R.513-105条

委員会は投票日の翌日に審判員選挙結果を発表する。

R.513-106条

選挙結果は発表日に労働審判所の所在する市町村役場に掲示される。

R.513-107条

開票記録には委員会構成員が署名する。記録1部はただちに県知事に送付される。県知事は、記録受領の後3日以内に、証明済みの写しを労働審判所が管内に所在する大審裁判所付共和国検事、労働大臣および労働審判所首席書記官に送付する。このほか県知事は、共和国検事に対して、当選1名以上の名簿について候補者の個人および共同届出の写しならびにR.513-33条6項所定の証明書を送付する。

R.513-107-1条

県所在の労働審判所の当選審判員名簿は県庁で閲覧できる。この名簿は県庁の行政文書集に公表される。

第5款 選挙訴訟

R.513-107-2条

R.513-33条、R.513-41条、R.513-94条、R.513-98条、R.513-101条およびR.513-107条所定の書類は、労働大臣アレテの定める様式に適合していなければならない。

R.513-108条

R.513-106条に定める結果の掲示後1週間以内は、異議申立のあった労働審判所に関する選挙人、被選挙人および名簿の代理人はだれでも、名簿の適式性および受理適性、候補者の被選挙人資格、当選人の被選挙人資格または選挙ならびに選挙業務の適式性について、労働審判所が管内に所在する小審裁判所に対して異議申立をすることができる。

この提訴は、労働審判所が管内に所在する県知事および共和国検事もR.513-107条所定の記録の受領から2週間以内にすることができる。

未成年選挙人は {*親権者の} 許可なく提訴することができる。

R.513-109条

異議申立のあった場合、その対象となっている当選審判員はこの提訴が確定的に判決されるまではその職務を行なう。

R.513-110条

提訴は、小審裁判所書記事務局における口頭による届出または書面の交付または送付による届出により行なうことができる。届出には提訴者の姓名および住所、提訴する資格、提訴の目的を明記しなければならない。提訴が候補者の被選挙人資格、当選人の被選挙人資格または選挙に関する場合、届出にはこれらの者 {*候補者および当選人} の姓名および住所を明記しなければならない。提訴が名簿の受理適性もしくは適式性または投票の適式性に関する場合、そのいずれであるかにより、当該名簿の代理人の姓名および住所またはすべての名簿について、その代理人の姓名および住所を明記しなければならない。

提訴は首席書記官から共和国検事に通知される。

R.513-111条

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

提訴から10日以内に小審裁判所は、R.513-110条所定の当事者すべてに3日前に通知するだけで、方式なし費用なしで判決する。

R.513-112条

小審裁判所の判決は、3日以内に書記事務局から当事者に受取証明付書留郵便で通知される。書記事務局は同じ期間内にその旨を県知事および共和国検事に通知する。この判決に対する故障申立はできない。

R.513-113条

破棄申立は小審裁判所判決の通知から10日以内に行なわれる。

選挙法典 R.15-1条から R.15-6条までの規定が適用される。

R.513-114条

R.513-38条、R.513-38-2条、R.513-108条およびR.513-113条所定の期間は、新民事訴訟法典640条、641条および642条の規定に従い計算され、延長される。

第2小節 労働審判員の就任

R.513-116条

R.513-107条に定める記録の受領後1ヶ月以内に、労働審判所が管内に所在する大審裁判所付共和国検事は、総選挙で初めて当選し、労働審判所での司法職務に従事したことのない審判員が個々に宣誓するために大審裁判所法廷に出席するよう召喚する。宣誓文は次の通り。「私はその職務を全身全霊を傾けて遂行し、合議の秘密を守ることを誓います。」

宣誓式の記録は作成される。

審判員が公に就任する日は、L.512-7条所定の改選労働審判所の第1回総会となり、宣誓式の記録が朗読される。就任式により労働審判所の機能は開始される。

直前の総選挙のときに投票に付された名簿でその前に位置する当選ポストが欠員となつたために当選人となるべきとされた審判員および補欠選挙で当選した審判員についても、いまだ労働審判所での職務に従事しておらず、欠員が確認されたときまたはR.513-107条に定める開票記録の受領のときから、総選挙で選出された審判員と同じ方式で、大審裁判所における宣誓のために召喚される。

欠員が生じたことによる補充審判員の就任または補欠選挙による当選審判員の就任は、欠員の確認、R.513-107条に定める開票記録の受領または宣誓の受領の後の関係する部の法廷のときに行なわれる。

大審裁判所が労働審判所の管内に所在しないとき、大審裁判所長は、当選人の請求に基づき、決定により、公開法廷における式を労働審判所が管内に所在する小審裁判所の管理職判事により行なわれることを定めることができる。この式の記録は、大審裁判所に送付され、公式文書集に編綴される。

サラリエが審判員に就任してから1週間以内に、主席書記官は使用者に対して、

サラリエ審判員が就任する日を知らせる手紙を送る。

第3小節 補欠選挙

R.513-117条

L.513-8条2項に定める場合、12ヶ月以内に総選挙が行なわれるときは補欠選挙を実施しないことがある。

R.513-118条

R.513-119条およびR.513-120条の場合を除き、本章第1節および第2節に定める総選挙の準備および実施のための規定は、補欠選挙に適用される。

R.513-119条

総選挙から12ヶ月以内に、欠員の確認または部の定員の増員が決定された場合に使用される選挙人名簿は、総選挙時の選挙人名簿とする。

前項所定の期間を経過後に、欠員の確認または部の定員の増員が決定された場合は、選挙人名簿が新たに作成される。名簿は、関係する使用者およびから意に反して失職したサラリエから直接届けられる名簿の届出後に、市町村長がL.513-3条に定める行政委員会の補佐を受けて作成する。

R.513-120条

県知事は、全国的に最も代表的な職業・組合組織の地域代表の意見を聞いて、アレテにより選挙日程を定める。投票日、選挙人となる基準日ならびに選挙人名簿の作成および立候補届出の期間その他が定められる。

第4章 労働審判員の地位

R.514-4条

民事訴訟法典505条から508条までおよび510から516条までは、労働審判所および個々の審判員に適用される。

1883年8月30日法17条および司法組織法典 R.721-1条は、労働審判所裁判組織に対して、本編の規定に抵触しない限度で適用される。

R.514-5条

裁判官相手取り訴訟は控訴院に係属する。

第5章 調停部・判決部・レフェレ部

R.515-1条

調停部はサラリエ審判員1名および使用者審判員1名で構成される。各部ではサラリエ審判員全員および使用者審判員全員の間での順番についての規則をとくに定める。

調停部の長は、この特則の定める順番に従い、サラリエおよび使用者が交代で担

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

当する。

2名のうちの最初に長を担当する者はくじ引きで指名される。

例外的に L.513-8条所定の場合に、部が一方の選挙人区分によってしか構成されていないときには、調停部を構成する2名がサラリエ審判員または使用者審判員となることがあり得る。

調停部の合議は、少なくとも週に1回、非公開で行なわれる。

R.515-2条

長が欠員のときまたは長の代理をしている副長が欠員のとき、欠員である長または副長が属する区分の審判員で L.512-7条, R.512-3条および L.512-8条所定の方式で代行者として指名されている者が長となることがある。この指名がないときは、同じ区分の審判員で職務の最古参者が担当し、職歴が同じときは最年長者が担当する。

R.515-3条

例外的に L.513-8条所定の場合に、判決部は偶数で4名以上であれば労使同数でないときでも有効に合議することができる。

R.515-4条

各労働審判所にはすべての部に共通のレフェレ部を1つ置く。この部は労使の審判員1名ずつで構成される。

労働審判所総会は、毎年、L.512-7条の規定に従い、レフェレ部の審理を担当する労使の審判員を任命する。これにより指名される審判員の数は、レフェレ部の審理を機能させるのに充分でなければならない。労働審判所内規により定められる順番に従う。

レフェレ法廷の長は内規所定の条件に従い労使の審判員が交代で担当する。

労働審判所創設のとき、本条2項所定の任命は、労働審判所設置後3ヶ月以内に行なわれなければならない。この任命があるまでレフェレ部は、一時的に、労働審判所の長および副長、ならびにこの2名がそれぞれの区分から任命する審判員により構成される。

第6章 労働審判所における手続き

R.516-0条

労働審判事件について裁判する裁判所における手続は、本法典の規定を除くほかは、新民事訴訟法典第1巻の規定に従う。

第1節 請求の受理適性

R.516-1条

同一当事者間の労働契約から生じるすべての請求は、それが原告からであれ被告からであれ、ただ1つの訴訟の対象とされなければならない。ただし、申立の理由

が、労働審判所に係属した後に生じた場合または明らかになった場合は、この限りではない。

R.516-2条

同一の労働契約から生じる新たな請求は、控訴を含む訴訟のあらゆる段階で受理される。この場合、和解の勧説がなかったことを理由とする故障申立はできない。

労働審判事件について裁判する裁判所は、いかなる反訴請求または相殺請求であれ、それが性質上その管轄に入る限り、控訴審における請求であっても審理することができます。

R.516-3条

労働審判事件における訴訟手続は、当事者が、新民事訴訟法典386条所定の2年間にわたり、裁判所により明らかに当事者の負担とされた訴訟追行をしないとき限り、その効力を失う。

第2節 当事者の補助および代理

R.516-4条

当事者は本人が出頭しなければならない。ただし、正当な理由に基づく代理の場合はこの限りではない。

当事者は、補佐してもらうことができる。

R.516-5条

労働審判事件において当事者を補佐または代理する資格を有する者は、次の通り。

- ・ 同一活動分野に属するサラリエまたは使用者
- ・ 労使の組合組織の常任または非常任の代表者
- ・ 配偶者
- ・ 弁護士

使用者は、その企業または事業場の一員 {*幹部など} により補佐または代理してもらうことができる。

控訴院において当事者は、代訴士に補佐または代理してもらうことができる。

R.516-6条

手続きは口頭とする。

R.516-7条

当事者の申立または当事者が書面により行なう申立の参照は、一件記録に記録されるかまたは調書に記入される。

第3節 労働審判所への提訴

R.516-8条

労働審判所への提訴は、調停部への当事者による請求または任意の出頭により行

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

なわれる。

労働審判所への提訴は、無管轄の場合でも、時効を中断する。

R.516-9条

請求は、労働審判所の書記課〔書記事務局〕に対して行なわれる。請求は、書記課に対して書留郵便の送付により行なうこともできる。

請求には、両当事者の氏名、職業および住所ならびに請求の種々の項目を表示しなければならない。書記事務局は原告に対してただちに受領証を交付または送付する。

この受領証およびこれに添付される書類には、R.516-4条、R.516-5条およびR.516-13条からR.516-20-1条までの規定を転載する。

R.516-10条

書記事務局は、請求提出の際に口頭により、または郵税免除の通常郵便により、原告に対して、事件が係属することとなる調停部の審理の場所および日時を通知し、有用な書類をすべて携行するよう促す。

R.516-11条

書記課〔書記事務局〕は、被告を調停部に受取証明付書留郵便により呼出し、同日、被告に対して、郵税免除の通常郵便により、呼出状の写しを送付する。

被告に対する呼出状には、原告の氏名、職業および住所、事件が係属することとなる調停部の審理の場所および日時、ならびに請求の種々の項目を表示する。このほか、呼出状により、被告が欠席する場合でも、相手方提出の資料のみの審査により、被告に対して、調停部は仮執行できる決定を下すことがあり得ることを通知する。呼出状は、被告に対して、有用な書類をすべて携行するよう促す。この呼出状およびこれに添付される書類には、R.516-4条、R.516-5条およびR.516-13条からR.516-20-1条までの規定を転載する。

R.516-12条

被告に対する調停部への呼出状は、R.516-8条2項所定の場合を除き、裁判上の召喚に相当する。

第4節 調停部

R.516-13条

調停部は、当事者の主張を審問し、当事者を和解させるよう努め、調書が作成される。

R.516-14条

全部または一部の和解が成立した場合、成立した合意の内容が調書に記載される。合意の全部または一部の即時執行が調停部において行なわれる旨の合意がある場合は、これを明記する。

R.516-15条

全部和解が不成立の場合、争いの残った申立およびこの申立についての当事者の主張は、長の指示により、書記官が一件記録または調書に記載する。

R.516-16条

和解の勧試の指定期日に原告が出頭しない場合、正当な理由を適時に証明しない限り、調停部は請求および召喚の失効を言い渡す。請求は1度に限りやり直すことができる。ただし、調停部が、方式なしの審理により、原告の2度目の請求における不出頭が不可抗力によるものと認めた場合はこの限りではない。

R.516-17条

和解の勧試の指定期日に被告が出頭しない場合、調停部は、R.516-18条所定の権限を行使する場合はその行使の後に、R.516-20条所定の手続を進める。

ただし、被告がその正当な理由を適時に証明した場合、被告は、調停部の次回審理に通常郵便により呼び出される。

被告がその過失によらず第1回の呼出を受けていなかったことが明らかになった場合、調停部は、書記課〔書記事務局〕の受取証明付書留郵便により、または原告の申出に基づく執行吏証書により、次回審理に被告を再度、呼出すことを決定する。

この証書は、調停部の決定の後6ヶ月以内のものでなければならぬ。さもなくば、調停部の確認した請求は失効する。

R.516-18条

調停部は、手続上のあらゆる抗弁にかかわらず、被告欠席の場合にも、次の事項について命じることができる。

- ・ 労働証明書、賃金明細表その他使用者が法律上交付しなければならないすべての書類の交付。事案により間接強制が課される。
- ・ 債務の存在に重大な争いがないとき、賃金およびその付帯金の仮払い、手数料の仮払いならびに年休手当、予告手当、解雇手当、L.122-3-4条所定の契約〔*期間〕満了手当、[旧] L.122-3-8条IV所定の手当、L.122-32-6条所定の手当、L.124-4-4条所定の不安定雇用手当の各仮払。支払われる仮払金の総額は、調停部において計算されなければならない、過去3ヶ月の賃金の月平均額により計算される6ヶ月分の賃金額を超えることはできない。
- ・ あらゆる証拠調べ。職権による場合を含む。
- ・ 証拠保全または係争物保全に必要なあらゆる措置。

調停部はみずから命じた間接強制〔*の額〕を仮に確定することができる。

本条が適用される場合は、R.515-1条末文の定めにかかわらず、調停部の審理は公開される。

R.516-19条

R.516-18条を適用する決定は、常に仮のものであって、本案に対して、既判力を有

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

しない。場合により備付原本に基づき仮に執行できる。故障申立を行なうことはできない。控訴または破棄申立は、鑑定についての特別の規定を除いて、本案判決と同時の場合にのみ行なうことができる。

R.516-20条

原告および被告が出廷しているときまたは代理されているとき、1名もしくは2名の調査担当審判員の任命、または証拠調べの援用を事前に必要とすることなく、事件が判決できる状態にあると思われる場合、調停部は事件を判決部に移送する。当事者は、一件記録に欄外記入することで口頭により判決部への呼出を受けることができる。この場合、弁論期日を記載した通知書が書記官により当事者に交付される。

事件がただちに判決できる状態にあるとき、かつ、弁論を行なう機関の許可があるとき、調停部は、すべての当事者の合意を得て、判決部がただちに開く弁論に当事者を出頭させることができる。

被告が出頭しないとき、かつ、調査または証拠調べを行なうことがあらかじめ必要ではないと思われるとき、調停部は事件を判決部に送付する。原告は、一件記録に欄外記入することで口頭により判決部への呼出を受けることができる。この場合、弁論期日を記載した書面が書記官により当事者に交付される。

R.516-20-1条

調停部は、当事者がその主張の補強として作成しようとする書類または注記の提出期間を定めることができる。

第5節 調査担当審判員

R.516-21条

事件を判決できる状態とするために、調停部または判決部は、不服申立のできない決定により、1名または2名の調査担当審判員を任命し、当該事件について労働審判所が判決する上で必要な調査資料を収集させる。

1名または2名の調査担当審判員は、レフェレ部においても、その決定を下す上で有用な調査資料を収集するために、任命される。

1名または2名の調査担当審判員を任命する決定は、その任務遂行期間を定める。

R.516-22条

調査担当審判員は審判員であり、判決機関に参与することができる。

2名の調査担当審判員が同一事件について任命されているとき、その1名は使用者、他の1名はサラリエでなければならない。両名はその任務を一体となって行なう。

R.516-23条

調査担当審判員は、当事者を審問することができる。

調査担当審判員は、紛争の解決に必要と思われる説明のために当事者を召還すること、および、労働審判所を理解させるためのあらゆる文書または証明書を所定の期間内に作成するように当事者を督促することができる。これらが欠ける場合であっても、調査担当審判員は、手続をさらに進め、当該事件を判決部に送付することができる。判決部は、当事者の不作為または拒絶からすべての結果を引き出すこととなる。

調査担当審判員は、事実を解明する上で有用と思われるあらゆる人物からの審問を行なうことができ、あらゆる証拠調べをみずから行ないまたは行なわせることができる。

R.516-24条

当事者が和解に達した場合は、それが部分的なものであれ、調査担当審判員は、成立した合意の内容を調書に記録する。

R.516-25条

調査担当審判員の下す決定は、常に仮のものであり、本案に対して既判力を有しない。

この決定は、即時に執行でき、鑑定についての特別の規定を除いて、本案判決と同時の場合にのみ訴訟の対象とすることができる。

第6節 判決

R.516-26条

当事者は、一件記録に欄外記入することで口頭により呼出を受けた場合を除き、書記事務局の送付する受取証明付書留郵便により判決部に呼び出される。書記事務局は、同日、当事者に対して、通常郵便により呼出状の写しを送付する。

呼出状には、当事者の氏名、職業および住所、弁論の場所および日時、ならびに残っている争点を表示する。

判決指定日に被告が出廷しない場合、本案判決が下される。

被告が欠席についての正当事由を相当期間内に証明するときは、書留郵便により判決部の次回法廷に召喚される。

被告がその過失によらず第1回の召喚に応じなかったとき、原告の追行のための判決部による次回法廷への召喚は、受取証明付書留郵便または執行吏証書により行なわれる。

R.516-26-1条

判決部が、新民事訴訟法典468条の適用により召喚失効を宣言した場合、請求は1回限り再請求できる。

この請求は、R.516-26条所定の様式に従い判決部に直接係属する。

R.516-27条

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

当事者が和解に達した場合は、それが部分的なものであれ、判決部は、成立した合意の内容を調書に記録する。

合意の全部または一部の即時執行が判決部において行なわれる旨の合意がある場合は、これを明記する。

R.516-28条

判決部の判決は絶対多数決により行なわれる。

絶対多数に達しない場合は、可否同数の場合の手続が進められる。弁論は再開されなければならない。

R.516-29条

弁論の末に、ただちに判決に至らない場合は、判決期日は、当事者に対して、一件記録への欄外記入または書記官による通知書の交付により通知される。

第7節 レフェレ部

R.516-30条

緊急の場合はいつでも、レフェレ部は、労働審判所に管轄のある限りにおいて、重大な争いのまったくない措置または紛争の存在が正当とする措置のすべてを命じることができる。

R.516-31条

レフェレ部は常に、重大な争いがあるときでも、切迫した被害を避けるため、または、明らかに違法な侵害を止めさせるために必要な場合には、保全措置または原状回復措置を命じることができる。

債務の存在に重大な争いがないとき、レフェレ部は、債権者に対する仮払いを認め、または、債務の履行を作為義務であっても命じることができる。

R.516-32条

レフェレは、原告の選択に基づき、執行吏証書により、または、R.516-8条所定の条件に従い、請求される。請求が執行吏証書によりなされる場合は、呼出状の写しは労働審判所書記事務局に遅くとも弁論の前日には届けられなければならない。請求がR.516-8条所定の条件に従いなされる場合は、R.516-9条からR.516-11条までの規定が適用される。

労働審判所内規において、レフェレ審理が通常行なわれる日時が定められる。少なくとも週に1日の弁論日が予定されなければならない。審理を必要とする事情がある場合、労働審判所の長は、副長の意見を聞いた後、1日以上の追加の弁論日を定め、または、その週の1以上の弁論日をずらすことができる。

R.516-33条

新民事訴訟法典484条、486条および488条から492条までの規定は、労働審判所レフェレに適用される。

レフェレ部は、当該請求がその権限を超えると思われるとき、かつ、当該請求がとくに緊急を要するとき、当事者全員の合意に基づき、非公開の審理において和解の勧説を行なった後、R.516-13条からR.516-15条まで所定の規則に従い、事件を判決部に送付する。当事者に対する判決部における弁論期日が記載されたレフェレ部の命令通知は、裁判上の召喚に相当する。

R.516-34条

控訴期間は2週間である。

R.516-35条

控訴の提起、準備手続および判決は、R.517-7条からR.517-9条までに所定のとおりである。

第8節 判決の執行

R.516-36条

労働審判所は、その判決の強制執行についての管轄を有しない。

R.516-37条

以下の判決は、当然にこれを仮に執行することができる。

反訴請求の結果としてのみ控訴が許される判決。

労働証明書、賃金明細表その他使用者が交付しなければならないすべての書類の提出を命じる判決。

R.516-18条所定の報酬および手当としての金員の支払いを、過去3ヶ月の賃金の月平均額により計算される9ヶ月分の賃金額を限度として、命じる判決。この月平均額は判決文中に記載される。

第9節 一般的規定および雑則

R.516-38条

手続上の抗弁は、すべての本案の防御または不受理の抗弁の前に提出されなければならない。さもなくば受理されない。抗弁は、この制限に服する限り、判決部においても提出することができる。

R.516-39条

調査担当審判員または判決部は、証拠保全または係争物保全に必要なあらゆる措置を命じることができる。

R.516-40条

可否同数の場合、事件は調停部または判決部においてその後の審理に移送される。この場合、可否決定判事が長となり、移送後1ヶ月内に開かれなければならない。

レフェレ部において可否同数の場合、事件は可否決定判事が長となる審理に移送され、ただちにかつ遅くとも移送の2週間後に開かれなければならない。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

可否決定の審理に出席できない審判員は、みずからその代わりとなる同一区分であり、事案により自分の部、課またはレフェレ部に属する審判員を立てる。

みずからその代わりを立てることができない場合、その審判員の区分に属するその部または課の長または副長が、同じ条件の下でその代わりを立てる。

審判員または事案により長または副長は、この交替をただちに書記事務局に通知する。

判決部における交替は、各区分において審判員1名のみである。

可否決定の審理が、全員の収集をもって構成されない場合、可否決定判事は、合議の末に、出席している審判員の数のいかんにかかわらず、かつ、審判員が全員欠席していても、出席している審判員の意見を集約した後に、単独で判決を下す。

R.516-29条の規定は、裁決判事が長となる組織により下される判決に適用される。

R.516-41条

和解成立の場合、成立した合意の全部または一部の即時執行が記載されている調書の抄本が交付されることがある。これは執行名義に相当する。

R.516-42条

労働審判事件に関して下される決定は、訴訟当事者に対して、労働審判所または控訴院の書記事務局により、当事者の実際の居住地に受取証明付書留郵便により通知される。ただし、執行吏証書により送達させるとの当事者の権利を妨げない。

当事者は、一件記録への欄外記入を伴う司法行政措置または通常郵便による通知を受ける。

R.516-43条

現行法規定により、小審裁判所が労働審判事件について判決することとされているすべての場合において、その請求の提起、準備手続および判決は、本巻所定の規則に従い行なわれる。不服申立の場合、労働審判事件と同様の手続で進められる。

R.516-44条

労働審判所総選挙に伴いL.515-3条1項所定の方式によって総選挙前に可否同数となっていた事件の移送ができなくなった場合、この事件は、事案により、調停部、判決部またはレフェレ部において、新しい構成により、可否決定判事が長となって係属する。

第10節 経済的解雇訴訟に関する特則

R.516-45条

経済的理由に基づく解雇に関する不服申立の場合、使用者は、調停部への呼出状受領日の後1週間以内に労働審判所書記課に対してL.122-14-3条所定の資料を提出または受取証明付書留郵便により送付しなければならない。この資料は労働審判所の一件記録に綴じ込まれる。使用者に対する呼出状によりこの義務に注意を喚起す

る。

書記課は、請求の提出の際に口頭で、または、通常郵便により、サラリエに対して、書記課において、提出された資料を閲覧または複写できることを通知する。

R.516-46条

R.516-13条所定の和解審理は、労働審判所に事件が係属後1ヶ月内に開かれなければならない。

R.516-47条

調停部は、事件の調査または労働審判所の資料収集に必要な措置および期間を、当事者の意見を促した後に決定し、当事者がその主張の補強として作成しようとする書類または注記の提出期間を定める。証拠調べおよび資料収集は3ヶ月を超えない期間内に行なわなければならない。この期間は、調停部により、専門家または担当の調査担当審判員の理由を付した請求がある場合にのみ延長されることがある。

調停部は、判決部の弁論期日を定める。判決部は、事件が送付された日から6ヶ月を超えない期間内に判決しなければならない。

R.516-48条

和解審理に際して、労働審判所の1つの部に複数の原告による経済的理由による集団的解雇の手続が係属している場合、調停部は、これらの併合を命じることができる。

第7章 労働審判所の管轄およびその判決に対する上訴方法

第1節 管轄

R.517-1条

紛争の審理につき土地管轄を有する労働審判所は、労働が行なわれている事業場が管内に所在する労働審判所である。

事業場外労働にのみ従事する場合、または、家内労働である場合、請求はサラリエの住所地の労働審判所に提起される。

サラリエは常に、契約締結地の労働審判所または使用者所在地の労働審判所に提起できる。

前項までの規定に直接または間接に違反する条項は記載なきものとみなされる。

R.517-1-1条

他のEC加盟国に設立されている企業により期間を限ってフランスに派遣されているとき、報酬、労働時間および労働条件に関するL.341-5条所定の権利についての異議申立ては、現在または過去の就業場所を管轄とする労働審判所に対して行なうことができる。

現在または過去の就業場所の管轄が複数の労働審判所にまたがる場合、異議申立てはいずれの労働審判所に対しても行なうことができる。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

R.517-2条

事件が労働審判所のどの部に係属することになるかについては、L.512-2条所定のとおり、サラリエをどの部に配属させるかに関する規定に従い決定される。

事件の部への係属に関して支障または異議のある場合は、その支障または異議が訴訟手続のどの段階で生じたものであるかにはかかわりなく、一件記録は労働審判所の長に移送され、長は、副長の意見を聞いた後、当該事件を不服申立のできない命令により指定した部に移送する。

第2節 上訴の開始

R.517-3条

労働審判所は、次の場合に、終審として判決する。

1. 請求額がデクレの定める額を超えないとき
2. 請求が労働証明書、賃金明細表その他使用者が交付しなければならないすべての書類の提出を求めるものであるとき。ただし、判決が他の請求額を理由として第一審としてなされるとときはその限りではない。

R.517-4条

判決に対する控訴は、主たる請求または附帯請求のいずれの項目もそれのみでは労働審判所の終審としての管轄額を超えないとき、これを行なうことはできない。

請求項目の1つが、控訴の負担付でのみ判決できる場合、労働審判所はすべての請求項目について第一審として判決を下す。

主たる請求にのみ根拠を有する損害賠償の反訴請求のみが終審としての管轄額を超える場合、当該判決は控訴できない。

R.517-5条

反訴請求の結果として控訴できる判決が下され、その根拠が薄弱と認定された場合、控訴院は、反訴原告に対して、15ユーロから1500ユーロの民事罰金を課することができます。{*反訴原告に対する} 損害賠償の請求を妨げるものではない。

第3節 故障申立

R.517-6条

故障申立は直接判決部に申し立てる。

R.516-8条からR.516-11条までの規定が適用される。

故障申立はそれを申し立てた当事者が出頭しないときは失効する。再度申し立てるることはできない。

第4節 控訴

R.517-7条

控訴期限は1ヶ月である。

控訴は、判決を下した裁判組織の書記課〔書記事務局〕に対して、当事者またはそのすべての代理人が行なう届出または書留郵便により送付する届出により行なわれる。

届出には、控訴人の氏名、職業および住所ならびに控訴を提起される当事者〔*被控訴人〕の氏名および住所を表示する。届出には、控訴の対象となる判決を摘要し、事案により、控訴の対象となる判決の項目および控訴院における控訴人の代理人の氏名および住所を記載する。

R.517-8条

控訴は、控訴院社会部に係属する。

R.517-9条

控訴の提起、準備手続および判決は、代理の義務付けなしの手続で行なわれる。

第5節 上告

R.517-10条

労働審判事件における破棄申立の提起、準備手続および判決は、コンセイユ・デタ弁護士および破棄院弁護士の立会なしの手続により行なわれる。

第8章 忌避

R.518-1条

審判員の忌避は、新民事訴訟法典341条から355条までの規定に基づき行なわれる。

R.518-2条

忌避の請求が控訴院において行なわれたとき、当該請求は社会部で判決される。

第9章 執行吏および証人に対して支払われる報酬、手当および手数料

第1節 執行吏

R.519-1条

執行吏が労働審判所事件に関与したことについては、同じ性質の行為に対して民事事件および商事事件で適用される率で定まる報酬の半額が支給される。

第2節 証人

R.519-2条

労働審判所事件で聴取された証人には、その請求がある場合には、出廷手当およびその必要があった場合には民事事件の証人に対するのと同額の旅費・滞在費が支給される。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

第5編 労働紛争

第1巻 個別の労働紛争 労働審判所

第4章 労働審判員の地位

D.514-1条

審判員の訓練は次のいずれかにより行なわれる。

- a) 国の職員の公的訓練機関
- b) 公的高等教育機関
- c) 全国的に最も代表的な職業組織および組合組織に付属し、審判員の訓練のみを担当する非営利組織

D.514-2条

D.514-3条の規定を利用し L.514-1条3項 [L.514-3条2項] 所定の権利をサラリエ審判員に生じさせるためには、D.514-1条の b) および c) 所定の機関・組織は労働大臣アレテにより認可されなければならない。

認可は3年を期限として行なわれる。D.514-3条所定の協約破棄がある場合を除き、監査の結果に従い各暦年の終りに取り消されることがある。

認可を申請する機関・組織は法務大臣および労働大臣アレテ所定の様式に従い作成された書類を提出する。

D.514-3条

D.514-1条所定の機関・組織と労働大臣との間で、このために予定されている資金を限度として、毎年協約が締結される。各協約には次の定めが予定される。

研修員ごとの性質、内容、期間、日数

実施される教育的および専門的方法

国の財政的援助の全体

この財政的援助は訓練1日当たりおよび研修員1名当たり労働大臣および大蔵大臣アレテ所定の定額を基礎として計算される。この援助には特に研修の教育および実施の費用ならびに研修員の移動および滞在の費用が含まれる。

協約には、国の財政的援助の対象となる訓練研修についての、特に管理および財政面での監査方法も定められる。

D.514-4条

サラリエ審判員が D.514-1条所定の機関・組織での1以上の訓練研修に参加するために欠勤する期間は、通算して、同一暦年中に2週間を超えることはできない。

使用者には、関係者から受取証明付手紙により、連続3日以上の欠勤となる場合には遅くとも30日前に、それ以外の場合には遅くとも2週間前に通知される。

この手紙には研修の日、期間および時間ならびに責任機関を明記しなければならない。

D.514-5条

研修を行なう機関は、サラリエに対して、その者の研修の実際の回数を確認する証書を交付しなければならない。この証書は職務復帰のときに使用者に届けられる。

D.514-6条

D.514-4条所定の休暇を取得したサラリエ審判員は、L.930-1-2条、L.930-1-3条およびL.930-1-8条 [L.931-3条およびL.931-4条] に基づく訓練休暇およびL.451-1条に基づく労働者教育休暇 [経済・社会・組合のための訓練休暇] の取得者数の確定に際しては、その計算に含められない。

D.514-7条

手数料のみが所得であるサラリエ審判員がD.514-4条所定の休暇を取得する場合、各使用者から、前年に支払われ租税法典87条に基づき税務署に申告された報酬の1900分の1に等しい研修時間手当を基礎とした報酬を受け取る。

使用者が継続職業訓練の促進に寄与したことを理由とするこの報酬の控除は、R.950-14条1項に基づき行なわれる。

他のサラリエ審判員についてはR.950-14条の規定の全部が適用される。

第7章 労働審判所の管轄

D.517-1条

労働審判所の終審としての管轄額は3720ユーロとする。

第10章 労働審判所の経費

D.51-10-1条

サラリエ審判員には、L.514-1条所定の職務を労働時間外に行なうとき、職業活動を止めたとき、またはその意に反して職を失ったとき、報酬が支給され、その時間当たりの額は6.05ユーロと定める。

この報酬は、使用者審判員にも、L.514-1条所定の職務を8時以前にまたは18時以後に行なうとき、またはその職業活動を止めたときに支給される。

D.51-10-2条

使用者区分で選出された審判員が8時から18時の間にその職務を行なうとき、D.51-10-1条所定の基礎額の2倍の時間当たりの額を支給される。

D.51-10-3条

D.51-10-1条およびD.51-10-2条所定の手当は、毎月、労働審判所の長、それが欠けるときは副長が検認した時間状況を首席書記官が作成した後に支給される。開始された半時間 { *30分未満の端数 } もすべて支給対象であり半時間分が付与される。

D.51-10-4条

使用者は、サラリエ審判員に対して、その職務の遂行のために労働時間中に欠勤する場合にも、報酬およびそれに付随する利益の全体を維持しなければならない。

矢部：フランスの労働審判所に関する法文

使用者は、毎月国から、維持した賃金ならびにそれに付隨して使用者が負う利益および負担のすべてを補償される。

労働時間が法定時間を超えるときは、超過時間の割増負担は国と使用者の間で、サラリエ審判員が企業と労働審判所のそれぞれで過ごした時間に比例して案分される。

この補償は、賃金明細書の写しおよび使用者が作成しサラリエが署名したもので報酬を維持した欠勤の全体と補償額の計算に必要なその他の要素を記載する調書を吟味の上で行なわれる。この調書は賃金明細書の写しを付して関係する裁判組織の首席書記官に送られ労働審判所の長が検認する。

使用者が複数の場合は賃金を維持した使用者の数だけの調書が作成される。

D.51-10-5条

D.51-10-4条の規定にかかわらず、手数料のみを報酬とする審判員は以下の条件下で直接その補償を受ける。

8時から18時の間で職務に従事した時間については、手数料のみを報酬とする審判員は前年の税務署に申告した職業上の所得の1900分の1に相当する時間当たりの手当を受け取る。

このために関係者は租税申告および1以上の使用者の発する所得証明書を複写しなければならない。

D.51-10-6条

労働審判所の長および副長ならびにパリ労働審判所の特定の部の長および副長は、管理的業務に従事した時間について、裁判職務への手当と同じ条件で補償される。

管理的業務に従事して補償される時間数は、毎月次の表に定める上限を超えることはできない。

労働審判所の指定	手当される上限時間数
審判員40人以下	月に16時間
審判員40人を超え60人未満	月に24時間
審判員60人以上	月に36時間
ボビニー、マルセイユ、リヨン、ナンテール	月に48時間
パリ	月に72時間

パリ労働審判所の工業部および商業部の長および副長は毎月48時間、幹部部およびその他活動部の長および副長は毎月36時間を上限として利用することができる。

D.51-10-7条

その請求に基づき、サラリエ審判員は、連続または断続の連続操業で22時から5時の間の全部または一部を労働している場合、労働審判所職務に従事した時間について次に定める条件でその補償を受ける。

D.51-10-1条所定の手当の支給を受けないことを条件として、関係者は、労働審判所職務に従事した時間の全部または一部がその雇用について相当する休暇時間の権利を生じさせることになる。この休暇時間は遅くとも次月の内に取得されなければならず、連続操業に従事した週労働時間に算入され、使用者は報酬およびそれに付随する利益の全体を維持することになる。

使用者は D.51-10-4条所定の条件の下にその全部を補償される。

D.51-10-8条

D.51-10-5条所定のサラリエを除いて、その職業活動のすべてを事業場外で行なうサラリエは、その請求に基づき、労働審判所職務の遂行に 8 時から18時の間に従事した時間がその全部または一部について労働時間であり使用者からそれとして支払われたものとみなされることの権利を有する。

使用者は D.51-10-4条所定の条件の下にその全部を補償される。

D.51-10-9条

審判員は法廷に出席するために必要とみなされた移動費用につき、1966年 8 月10日デクレ（2章および3章）所定の条件の下に補償される。なお、このデクレは同デクレ 1 章所定のグループⅡに属する国家公務員のためのもので、1968年 5 月 3 日デクレにより改正されている。

例外的に居住地と労働審判所所在地との間に公共交通機関が通常まったくないときには、審判員は上記デクレ 5 編のグループBに属する職員に適用される距離手当の支給を受けることができる。